

# 第52回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第1日)

平成24年9月6日(木曜日)

出席議員  (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
	15番	山 田 弘 治	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ ゑ	18番	西 岡 正
欠席議員  (1名)	6番	松 尾 文 雄		
遅刻議員  (1名)	9番	高 木 照 雄		
		※午後1時13分より入場		
早退議員  (1名)	9番	高 木 照 雄		
		※午前10時50分より退場		

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	船 曳 覚	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (21名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	横 山 芳 己
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
	生涯学習課長	和 田 進	天文台公園参事	安 本 泰 二
	上月支所長	岩 本 弘 美	南光支所長	上 谷 和 之
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	前 澤 敏 美
	消 防 長	敏 蔭 将 弘	教 育 課 長	坂 本 博 美
	代表監査委員	檜 本 忠 美		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (1名)	農林振興課長	茅 原 武		
		※午後1時13分 より 早 退		
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

## 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期決定の件
- 日程第 3. 行政報告について
- 日程第 4. 報告第 5 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 5. 報告第 6 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第 6. 報告第 7 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）
- 日程第 7. 報告第 8 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）
- 日程第 8. 議案第 83 号 播磨高原広域事務組合規約の変更について
- 日程第 9. 議案第 84 号 字区域及び名称の変更について
- 日程第 10. 議案第 85 号 佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11. 議案第 86 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12. 議案第 87 号 佐用町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13. 議案第 88 号 佐用町災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14. 議案第 89 号 佐用町南光地域福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15. 議案第 90 号 佐用町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について
- 日程第 16. 議案第 91 号 平成 24 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 17. 議案第 92 号 平成 24 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 18. 議案第 93 号 平成 24 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 19. 議案第 94 号 平成 24 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 20. 議案第 95 号 平成 24 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 21. 議案第 96 号 平成 24 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 22. 議案第 97 号 平成 24 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 23. 議案第 98 号 平成 24 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 24. 議案第 99 号 平成 24 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 25. 議案第 100 号 平成 24 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 26. 認定第 1 号 平成 23 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27. 認定第 2 号 平成 23 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28. 認定第 3 号 平成 23 年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29. 認定第 4 号 平成 23 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 30. 認定第 5 号 平成 23 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 31. 認定第 6 号 平成 23 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 32. 認定第 7 号 平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 33. 認定第 8 号 平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 34. 認定第 9 号 平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 35. 認定第 10 号 平成 23 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 36. 認定第 11 号 平成 23 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 37. 認定第 12 号 平成 23 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 38. 認定第 13 号 平成 23 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 39. 認定第 14 号 平成 23 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 40. 認定第 15 号 平成 23 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 41. 認定第 16 号 平成 23 年度佐用町水道事業会計決算の認定について  
日程第 42. 決算監査報告について  
日程第 43. 同意第 5 号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
日程第 44. 同意第 6 号 佐用町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて  
日程第 45. 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第 46. 特別委員会の設置及び委員定数について  
日程第 47. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について  
日程第 48. 委員会付託について

---

午前 09 時 30 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに第 52 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりお揃いでご参集を賜り、誠にありがとうございます。

9 月に入りまして、残暑厳しい中にも秋の気配が感じられます、今日この頃であります。議員各位におかれましては、議会活動にご専念され、住民の付託に答えていただいておりますことを、心から感謝を申し上げます。

さて、今期定例会には、報告案件が 4 件、条例に関する案件が 6 件、平成 23 年度各会計決算の認定が 16 件、平成 24 年度各会計補正予算が 10 件、人事に関する案件が 3 件など、41 件が付議されております。

何とぞ、議員各位には慎重なるご審議を賜り、これら諸案件につきまして、適切妥当な結論が得られますようお願いを申し上げまして、開会のあいさつといたします。

なお、本日、松尾議員より体調不良のため欠席ということでございます。

高木議員におかれましては、11 時から 13 時の間、病氣治療ということで、点滴ということで、その間、休ませていただきたいということで、ご報告を受けておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、続いて、町長よりあいさつをお願いします。  
はい、町長。

町長（庵途典章君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

本日、開会をいただきました、本9月定例議会には、今、議長から、ごあいさつのように、平成23年度の歳入歳出の決算の認定、また、本年度の補正予算等、たくさんの議案を上程をさせていただく予定になっております。朝夕、本当に、かなり、しのぎやすくなっていますけれども、今年は、非常に天候が不順で、まだ、厳しい残暑が続くというふうな予報も出ております。

議員各位におかれましては、この、ご精励をいただきまして、慎重にご審議をいただき、適切な結論に導いていただきますように、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、開会にあたりましてのごあいさつに代えさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、ありがとうございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第52回佐用町議会定例会を開会いたします。

なお、今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、各課長、各支所長、消防長、天文台公園参事、代表監査委員であります。

なお、本日、1名の傍聴者がございます。傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならないことを遵守いただきますようお願いをいたします。

これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

---

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（西岡 正君） 日程第1は会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により議長より指名をいたします。

1番、石堂 基君。2番、新田俊一君。以上、両君をお願いいたします。

---

#### 日程第2．会期決定の件

議長（西岡 正君） 続いて日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日9月6日から10月4日までの29日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日9月6日から10月4日までの29日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3．行政報告について

議長（西岡 正君） 日程第3に入ります。

これより行政報告に入ります。町長から行政報告を受けます。  
町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、行政報告を1件させていただきます。

先月、8月28日の総務常任委員会にも説明をさせていただいておりますが、佐用町暴力団排除条例の施行に伴う契約事務等からの暴力団の排除についてを報告をさせていただきます。

佐用町では、これまで町発注工事などから暴力団を排除するための取り組みを推進してまいりましたが、町暴力団排除条例の施行に伴い、契約事務等において暴力団等を利することとならないよう、暴力団の排除をさらに徹底・強化をいたします。

その取り組みの概要は、次のとおりでございますので報告をいたします。

まず、取り組みの基本方針でございますが、町の契約に係る事務、その他すべての事務・事業において、暴力団等を契約の相手方から排除をいたします。

次に、警察との連絡体制の確立でございますが、従前から町発注工事などから暴力団を排除するための取り組みを推進し、佐用警察署との連携の強化を図ってまいりましたが、今回は、町と佐用警察署の間で、佐用町が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書の締結を行い、相互の連絡体制の確立を図ります。

一部、新聞報道がありましたとおり、8月31日、町長室において当該合意書を取り交わしたところでございます。

次は、暴力団排除の特約の締結でございます。町と契約を締結する場合には、町の契約の相手方に、暴力団排除に関する特約の合意を求めます。町の契約の相手方が下請契約等をする場合においても、当該下請契約等に、町との特約に準じた規定を定めるよう求めます。なお、契約の相手方又は下請契約等の相手方が暴力団等であることが判明した場合には、特約に基づいて契約解除などの手続きを行います。

次は、誓約書の徴取でございます。町と50万円を超える契約を締結する場合には、契約の相手方から、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を徴取いたします。町の契約の相手方が下請契約等をする場合においても同様、元請負人が下請負人から誓約書を取り、その写しを町に提出するよう求めます。

次は、不当介入があった場合の対応でございます。町の契約の履行に当たり暴力団等から工事の妨害、その他不当な介入又は下請け参入させることの要求、その他の不当な要求を受けたときは、速やかに町へ報告をし、かつ、警察への届出を行うよう、町の契約の相手方に義務付けいたします。下請負人が不当介入等を受けた場合においても、同様といたします。

最後に、関連する要綱等の整備について報告をいたします。

まず、指名停止基準の見直しでございますが、暴力団等との関係が判明したときの指名停止措置を厳罰化し、指名停止期間を最長24カ月といたします。現行においては最長12カ月でございます。

次に、佐用町契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱の制定でございますが、これまで申し上げました暴力団の排除に関する施策等について、具体的な手続き等をこの要綱に定めるものでございます。

以上、佐用町契約事務等からの暴力団の排除についての報告といたします。

議長（西岡 正君） 以上で行政報告は終わりました。

なお、ここで、あらかじめ申し上げておきますが、議案書は、予定案件として、前もって配布いたしております。ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

---

#### 日程第4．報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議長（西岡 正君） 日程第4、報告第5号であります。健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、町長より報告があります。

町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました報告第5号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成23年度決算における健全化判断比率4指標及び資金不足比率について、監査委員の意見書を付して報告をいたします。

報告の前に、佐用町の標準財政規模を申し上げます。標準財政規模は、地方自治体の一般財源の標準的な規模を示す指標で、これら比率算出の際の分母となります。平成23年度の数值は92億2,924万9,000円、うち臨時財政対策債発行可能額が5億8,136万9,000円でございます。

それでは、健全化判断比率の4指標から報告をいたします。

はじめに、実質赤字比率、これは法令で定められた一般会計等の実質赤字の比率でございます。佐用町の場合、一般会計等の範疇が一般会計、朝霧園特別会計、西はりま天文台公園特別会計及び歯科保健特別会計を合算した普通会計と一致します。

普通会計の実質収支は9,758万2,000円の黒字となりましたので、実質赤字額はございません。

2つ目の、連結実質赤字比率でございますが、先ほど報告を申し上げました一般会計等を含めて、全ての会計において赤字額または資金不足額が生じておりませんので、連結実質赤字額はございません。

3つ目の実質公債費比率につきましては、公債費及び公債費に準じた経費の比重を示すもので、14.2パーセント。これは、平成21年度から平成23年度、各単年度数值の単純平均でございます。ちなみに、単年度の実質公債費比率は、平成21年度が14.0パーセント、平成22年度が14.0パーセント、平成23年度が14.7パーセントとなっております。

4つ目の将来負担比率は、地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えたもので、69.4パーセントとなっております。実質公債費比率、将来負担比率とも早期健全化基準未満でございます。

次に、資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足の比率を示すものでございますが、先ほど申し上げましたように、全ての会計において資金不足は生じておりません。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率の報告といたします。

議長（西岡 正君） はい、町長の報告は終わりました。  
これから質疑を行います、ございますか。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 1 番の健全化判断比率の内の③、実質公債費比率及び④、将来負担比率の、それぞれの数値について、お尋ねします。

まず、実質公債費比率 14.2 パーセントは、先ほど、説明がされたんですけど、単純な、平均値だということなんですが、22 年度、昨年の議会で示された 14.2 パーセントに比較して、0.1 パーセント増えています。そこで、具体的に、その要因。具体的な数字、計算式がありますけれど、そこで大きく変わっているものは、何なのか示していただきたいと思ひます。

もう 1 点の、④の将来負担比率 69.4 パーセント。これは昨年の提案の数値に比べると 18 パーセントと大きく減っております。これについても、その要因を具体的に、数字ですから、数値的に大きく変わった点がどれなのか示していただきたいと思ひます。

議長（西岡 正君） はい、お答え下さい。

[総務課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） そしたら、最初の実質公債費比率 14.1 から 14.2 に変わった理由でございませうけれども、これについては、公営企業、上下水道事業への繰入金が増。また、台風 9 号災害による緊急河道改善事業に伴う管渠移設経費分の繰出金の増加とか、それから、臨時財政対策債の減。こういった物の要因が大きいと思ひます。

で、この中で、臨時財政対策債の減。これが、前年に比べまして、2 億 6,754 万 3,000 円の減ということで、これが、分母に当たるために、率が上がるということでございませう。

それから、もう 1 点の将来負担比率の関係でございませうが、87.4 パーセントから 69.4 パーセント。マイナス 18 パーセントの、この減の要因でございませうが、これはまあ、地方債残高の減による、これ、借入額が 14 億 2,000 万。償還金額が 16 億 4,000 万。繰上償還 7 億 9,000 万ということで、一番には、平成 22 年度で、地方債の現在高が 180 億 2,089 万でございませうが、23 年度においては、170 億 1,200 万 9,000 円ということで、10 億 888 万 1,000 円の減。これと、また、充当可能財源の中で、充当可能基金の関係でございませうけれども、これが平成 22 年度で、60 億 2,147 万 8,000 円が 23 年度では、67 億 1,851 万ということで、6 億 9,703 万 2,000 円の増ということで、これ、分母に当たりますので、こういった要件が大きいかと思ひます。

それから、充当可能基金の増。減債基金が 5 億 1,000 万と、こういった充当可能基金の増というの、大きな要因であろうかと思ひます。

それから、雇用対策、また、地域資源活用推進費の増設によって、交付税の実施施策に伴う財政規模の増といったものが、大きな要因になっているんじゃないかというふうに分

析いたしております。  
以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、平岡議員、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17番（平岡きぬゑ君） 先ほど、前年度比較の数値を口頭で示していただいたんですけど、それらを分母、分子、それぞれ必要な数値を、きちんと資料として出していただけませんかというのが1つ。

それから、この、減るということについて、分析内容をちょっと、示されたんですけど、将来負担比率が、大きく減った要因として、可能基金の増であるとか、雇用対策とか、諸々言われたんですけども、それらも、要因として、数値と合わせて、資料として示していただけませんか。その2点、お願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 資料といいましても、これ全て、いろんな積み上げ等の物でありまして、計算式というのは、当然ございますけれども、資料という形ではこう、出せないことはないですけれども、計算式だけのことでありますので。

〔「（聴取不能）」と呼ぶ者あり〕

総務課長（鎌井千秋君） えっ。

〔「（聴取不能）」と呼ぶ者あり〕

総務課長（鎌井千秋君） それは、できるけど。

〔「これと、これと」と呼ぶ者あり〕

総務課長（鎌井千秋君） これでも。

そしたら、実質公債費比率と将来負担比率についての、計算式でよろしいですか。それを出すようにします。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

総務課長（鎌井千秋君） それから、もう1点、充当可能な基金については、この基金名を申し上げたらよろしいんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、平岡議員よろしいか。

17 番（平岡きぬゑ君） ああ、いや、分かる資料出していただいたら結構です。

〔総務課長「はい、分かりました」と呼ぶ〕

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） まず、この報告受けてね、何を率直に感じるかという点でね、まず、決定的なのは、将来負担比率が、対前年 18 ポイント下がっておるとい問題なんですよ。これはもう、本町の今の財政を見る上でね、これ重要な財政指標というふうに思うんです。

で、この理由については、今、課長の方から説明あったように、地方債現在高、借金の総額が、昨年より 10 億円減ったと。それから、充当可能基金が 7 億円増えたということで、18 パーセント、ポイントを下がったという、これは、単純計算したら、そうなると思うんですけども、本町の場合は、元々借金、280 億ほどありますけれども、この 7 割は返さなくていい町なんですよ。だいたい 7 割が交付税算入ですから。だから、元々、そういう有利な状況の中で、充当可能基金、つまり財調以下、合併振興基金を除くね、基金が増えに増えて、前回より 7 億円増えていると。昨年より。いう状況で、18 ポイントも下がったという点ね、この将来負担する額というのは、借金だけじゃなくって、今の町職員、多い、多いと言われている町職員がね、全員退職した場合も含んでいるんですね。全員退職した場合の退職手当総額も負担額に入ってますから、それを見たとしても、69 パーセントという状況。

で、これ、ちなみに、昨年は 87 パーセントで、兵庫県下 41 市町の中で、13 位だったんですよ。で、この 69 パーセントになれば、このデータを持っておられるかどうか分かりませんが、23 年度、何位ぐらいになるか。昨年のデータで見ると、兵庫県下ベスト 5 に入るんですよ。伊丹を抜いてね。そういう将来負担比率になっているという状況ですね。

で、これで、率直に町長に伺いたいのは、町職員が多いとか少ないとか言いながら、人件費がどうのこうの言うけれども、この将来負担額が、ここまで下がっているという時点はね、やっぱり、今の安定した町財政の状況を、雄弁に物語っているという状況の中で、やっぱり、こういう財政状況に、今、位置しているという点から考えてね、町の財政運営のあり方も、もっと、町民福祉増進にもっていきべきじゃないかというふうに考えるんです。そのあたりの判断から見て、この 18 ポイント下がっている、将来負担比率の状況を、町長は、どのように考えられるか、この点は、確認しておきたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、この、下がったということは、非常にね、将来負担、財政的にはですね、改善して良くなったというふうに、まず、判断をしていただきたいと思いません。

ただ、鍋島議員が言われるように、非常に厳しいと言いながら、これだけの、言えば、

余裕があるんじゃないかというような趣旨のお話ですけれども、これは、佐用町も合併特例期間が、もう3年で終わり、その後、段階的に減っていくということであります。そういう将来を睨んだ、やはり、財政運営を、まず、行っていかなきゃいけないということであります。

それから、数字の上です、どうしても毎年、かなりこう、変わってくる場合があります。今回の、基金です、充当基金できる。減債基金を非常にまあ、5億くらい積みました。これは、現在行っております、この防災無線のデジタル化、この事業の返済にかかるものを、まず、この基金と、減債基金として、将来に対して備えておこうということでの基金の造成でございます。

今、鍋島議員もお話のように、この、当然、このデジタル化事業につきましても、合併特例債、合併じゃない、これは、過疎債で全ていっておるのかな。どちらしても、いわゆる7割、

〔「辺地」と呼ぶ者あり〕

町長（庵逄典章君） 辺地も入ってます。辺地も入ってますから、少し、まだ、過疎債よりか有利であって、基本的にまあ、7割の、後、交付税算入が予定されるというものであります。

で、当然まあ、それはその、そういう有利な財源を使いながらです、なお且つ、そうは言っても3割は返済をしていかなきゃいけないということで、そういう、その3割に充当する分を、基金としても、この、今の合併特例期間の、ある程度財政運営ができる中で、将来に備えて造成をしていくと。そういう考え方で、長期的な見通しの中で捉えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員、よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

3番（岡本義次君） 今さっき総務課長が説明の中で、借入債、地方債ね、180億2,000万ということで10億減ったと。その中で、聞き間違ったんかも分からんけれど179億1,000万ということであればね、10億にならんけど、そこらへんは。それが1点と。

それから、今、言われたように、18パーセントの改善があつて、後3年残すところになりました。10年の特例期間というのはね。その10年過ぎた時に、それに備えて、このように改善もやられていっておるんですけど、その10年過ぎた時にはね、そういうことで、今、このことが、更に、また、改善していくような財政的なものができるんかどうか。そこらへんについては、町長、どのようにお考えでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 地方債の現在高については、170億1,200万9,000円と申し上げた。

〔岡本義君「171億言うたん」と呼ぶ〕

総務課長（鎌井千秋君） 170億です。

〔岡本義君「170億」と呼ぶ〕

総務課長（鎌井千秋君） はい。

〔岡本義君「ほな、私、179億いうて聞いた思うたで」と呼ぶ〕

総務課長（鎌井千秋君） ああ、そうですか。

3番（岡本義次君） すいません。分かりました。その点については。

議長（西岡 正君） はい、もう1点。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 試算でですね、財政見通しを作っていた時に、そういうふうには、交付税等についての交付額が、かなり下がっていくだろうということ、これは今の指数の中で、計算を財政がしております。ですから、そういう、その10年後にですね、実際、今のままであると赤字に転落して行きますよと。ですから、先ほども質問がありましたような形で、基金も、そういう返済をしていく公債費についても、今から、減債基金というようなものを、きちっとまあ、できるだけ積んで、一般会計の、そのいろんな予算に影響がないようにですね、少しでも。毎年の返済についての基金も、今から準備をしていくと。そして、現在も行政改革も行いながらですね、そういう歳出についても、抑制をしてくと。だから、歳入に見合った運営ができるようにしていこうということで、取り組んでいるわけです。

ですから、10年後にですね、赤字になるというのは、今のまま、何もしないですれば、こうなりますよということで、更にその、ならないように、今後、どうやっていくかというのが、これからの課題です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） ちょっと余分なんですけど、お聞きしたいんですけど、新聞で出ていましたけど、合併特例債の期限が5年延長されるとかというようなことが載っていたんですけど、そのことについて、町として、どんな影響受けてですね、どういう、この、指標が違っていくというようなことは、ないんですか。どんなんですか。

議長（西岡 正君） はい。町長ですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 合併特例債も、当時、発行額、可能額から見てですね、町としても、かなり当然、全てを使うということは、今のところ予定をしております。

ただ、必要なものについては、非常に有利なね、起債ですから、それは、十分、必要な時には、利用していきたいと思います。

ただ、今、佐用町の場合は辺地もあり、過疎の指定を受けております。ですから、そういうことで、余計に、そういう、どちらが、有利な方を選択しながら、また、その、目的に沿ったものについて、その起債を選択をして、財源としているわけですがけれども、合併特例法が5年間、この起債の発行についてね、延長されるということは、これは、当然、今後のですね、いろんな事業において、全てがまあ、それに充当できるわけではありませんけれども、過疎対策債も、これも期限がですね、今回は、次の延長は、あまり期待できないというようなところもありますし、全ての財源が、非常に厳しい中でありますので、非常に有利な財源としてですね、活用を考えていかなきゃいけないということだと思いません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、ほかに。

ほかにないようですから、これで本案に対する質疑を終結いたします。

---

#### 日程第5．報告第6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について

議長（西岡 正君） 続いて日程第5、報告第6号であります。教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について、教育長より報告がございます。  
教育長。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） おはようございます。

報告の前に、夏休みが終りまして、9月3日から新学期が始まりました。お蔭様で、命にかかわるといふ、また、社会的な大きな問題というものがなかって、皆さんの協力のお蔭と感謝を申し上げます。

また、2学期は、体育祭、運動会等々、学校行事もたくさんありますので、どうか、足を運んでいただきまして、子どもの学習の状態、そういうものを見てやっていただきたいと思えます。

それでは、ただ今、上程いただきました、報告第6号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について、ご報告させていただきます。

この、事務の管理及び執行の状況の点検・評価等につきましては、佐用町教育振興基本計画に沿い、基本計画の、未来に向かってはばたく、夢をはぐくむなど、5つの重点目標に関わる基本施策21項目と、具体的施策57項目、並びに、平成23年度に教育委員会事務局が行った事務事業40項目について、事務管理及び執行状況の点検・評価を実施いた

しました。

点検・評価等の方法につきましては、3名の外部評価委員に各具体施策と事務事業の取組状況を提示しながら、それぞれの施策、事業の進捗状況と取組の成果・課題等について、ご意見を伺い、教育委員会評価報告書としてまとめたものでございます。

外部評価により客観性を担保すると共に説明責任を果たすため、本町議会に報告し、あわせてホームページ等により広く住民の皆様に公表するものでございます。

以上で、報告を終わります。

議長（西岡 正君） 教育長の報告は終わりました。  
これから質疑を行いますか、ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

3番（岡本義次君） 9ページ、真ん中ですね、具体的施策、学力・体力の実態把握、評価Bとなっております。これら、読むだけであればですね、やる前に、どれぐらいな、全国、並びに、全県下の中でですね、学力にしても、体力にしても、どういうふうな位置において、やった結果、どれぐらいなとこになったんかということが、この分だけであれば、見えてこないわけでございます。

それから、17ページ、キャリア教育の、これも評価Bでございます。トライやる・ウィーク、いいことございまして、トライやる・ウィークやる前にですね、生徒達が、あいさつのこととか、学校の掃除や奉仕作業、世の中のことの、そういう自分から進んでやること、そして家の手伝いとか、そういうことが、やる前は、どうであったんか。それで、やった後はですね、どのように、改善うんか、良くなっていったのかということが、この文書だけであれば、見えて来ないわけです。そこらへんについては、どのようにしておるんか。そこらへんについて、お伺いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 9ページの学力・体力の実態調査につきまして、雑駁な佐用の状況でございますけれども、全国学力学習調査等におきましては、基礎的なものにつきまして、だいたい県、全国的な平均値を持っておりますけれども、新聞紙上にも出ておりますように、応用力ですね、そういうものにつきましては、やや、もっともっと、頑張らないといけないと。こういう認識を持っております。

それから、体力のことにつきましてですね、普通の生活の中では、普通に生活ができる。しかし、持久力とかですね、辛抱強さ的な部分。自分の気持ちが、もっともっと前に出て頑張るぞというような意味からもですね、そういう持久力的なことについては、非常に、もっともっと力を入れていかなければならんと、そのように思っております。

で、今後ですね、今、分析をしながらですね、佐用の細かい指導、そういうものを検討を、今後、加えていきたいと思っております。

それから、17ページのキャリア教育のことですけれども、トライやる・ウィークも、長年継続してきまして、全体的には、私は、意義あるものと捉えております。それは、一部でありますけれども、将来の進路に向けてですね、方向性を、そこでしっかり掴んだというような子もおります。しかしながら、ややもすると、そういう普段の生活実態がありませんので、どうしても引込み思案になったりですね、する傾向が、一週間の内の2日、3日ぐらいは、なかなかそれに慣れていかないと。だから、あいさつも、なかなか自分から進んでできないような実態もあります。

しかし、大人の人、また、事業所の方々とですね、いろんな話をしながら、前向きに、ほとんどの子ども達がですね、当初よりも、あいさつができるようになったとか、そういう評価はいただいておりますので、これも、毎年、子どもが変わっていきますので、同じことの繰り返し、毎年、基礎的などころからですね、指導助言を与えながら、参加をさせているところではあります。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） 今まあ、教育長、そういう説明あったんですけど、体力や学力のことについてもね、例えば、朝礼とか、ちょっと長時間ですね、立ちっておったら、目くらみとか、保健室へかつぎ込む子が、従前では、例えば、ちょっと分かん。例取りますよ。10人ぐらいおったけれど、これらを毎日ですね、そういう、かけっこでも、縄跳びでも、いろいろさせることによってね、中学校の子は、それは、クラブ活動やっておるんかも分かんけど、そういうことを、ずっと積み重ねた結果、それらは、前と比べて、CだったんがBに上がったんですよ。そういう1つのね、中身のことが、もうひとつ、今のお話もなかった。

それから、今のトライやる・ウィークにしてもね、例えば、各家庭の、家の方が、トライやる・ウィーク行った後ですね、やはり、家の手伝いでもよくしだしたとか。そして、今まであいさつもできなかつたけど、よくしだした。そういうことについてもね、ある程度は、データいうんか、前、現状を掴んで、そのやった結果、このように向上していったというやつをね、もう少し、やっぱりデータとして、われわれにも聞かせて欲しいと、このように思いますんで、今後、ひとつ十分注意していただきたいと思いますし、これ、こндаけ立派な資料がありますんで、時間、半日ぐらいとってでもですね、皆さんに、そういう各項目ごとにね、報告も、また、できたらお願いしたいと、このように思っております。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） 7ページのところで、A、B、C、Dの評価があるんですけども、Aの評価の中で、生きる力を培うというのは、今年の報告では、このAが3だったんですけど、今回、1になっているんですけども、教育長、よく、生きる力とは、読書力等のことの、よくお話をされるんですけども、これが1になっているというのは、その、

そういう面に対しての取り組みですね、そこらが、ちょっと不足しているんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

[教育長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） それでは、お答えさせていただきます。

井上議員のおっしゃいました読書を1つ例に取り上げさせてさせていただきますけれども、ここ、小学校、中学校。小学校が昨年度から、中学校が本年度から学習指導要領が変わりました。で、その関係ですね、時間数も変化し、また、文科省、また、県の教育委員会等もですね、繰り返し学習と言いますか、そういうものを入れなさいと。で、校時表の中に、1時間目から5時間目、6時間目とこう、あるんですけれども、それぞれの教科の中でも、そういうことをしていく工夫を、今、しておるわけですけれども、朝読ということで、読書の時間を、佐用郡は、ほとんどの学校で、今まで実施を、ここずっと続けてきておりました。

しかし、そういう朝の、例えば、10分、15分の時間にもですね、復習。例えば、繰り返し学習。小プリントをしたりですね、することを、指導を、国、県の方はしてきております。ですから、どうしても、読書の時間が、一週間、5日間、全て取れない状況があります。ですから、5日間の内の3日間は読書、2日間は学習とか、また、その反対とか、そういうことでしております。

ですから、読書の時間が、実質減になっているということは、あろうかと思っています。

しかし、時間数が少なくなったからと言って、低位になるということについては、これは困りますので、休憩時間だとか、また、家庭での読書の時間だとか、そういうことにつきましては、各学校で奨励している。そういう状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

[井上君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） 読書が主なんですけれども、読書も含めた、その生きる力に対しての、その取り組みをお聞きしたかったんですけれども。

[教育長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 生きる力につきましてはですね、学力的なことだけじゃなくって、いろんな人間的なふれあい。また、先ほども出ておりましたけれども、いろんな体験学習等々ですので、これは、今までどおり実施をしております。

しかし、その、A評価があって、これが全て、そのままAで続くかというのと、なかなか、そういう状況ではありません。で、今回、数字的、数字いうんか、表記の中では、そういうAからBに落ちているとか、BからCに行っているとか、そういうこともあるんですけ

れども、これは、実質、厳しく見ていただきたいと。そういう思いも評価委員の方々に申しております。

ザクッと評価すると、どうしても、甘えてしまいますので、その点、ご理解賜わりたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。  
ほかに、ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、まず、4 ページ、伺います。

最初のとこなんでね、教育委員会の活動状況いう中で、教育委員会は、透明性の確保と説明責任を果たすため、教育委員会会議の公開というのがね、掲げてあります。

で、活動実績見ると、14 回の教育委員会開催で、公開開催は、傍聴者は 0 人と、こういうことでね、これ、去年は、1 人ということになってました。去年よりも、全くゼロですから。

それでね、伺いたいのは、その、教育委員会は、透明性の確保で公開するという柱は持っているけれども、これは、町民への告知は、どうなっておるのかと。つまり、開催、日程ですね。日程については、どうなっているのか。確かに、ホームページには掲載されているかもしれませんが、多くの町民は、いつ行われるか分からないということになっていないんじゃないか。

ちょっと、私の勘違いだったらいけど、防災無線なんかでも、私は、聞いたことないんだが、この本会議、議会の場合は、必ずね、開催日程、町民に知らせておるんだけど、これだけ、透明性を、公開、透明性を言うなら、町民への告知というのは、当然、前提にならなきゃいけないということから見て、どうなのかというのが、まず、伺います。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 特別にですね、教育委員会の日程だけということは、やっておりますが、ホームページ等でですね、町の行事予定の中に、今のところ、入れているのみなんです。だから、去年は、その 1 名ありましたけれども、今年は、それについて、実質はゼロだったということなんですけれども、これから、その、そういう教育委員会のみの会議をですね、公表していくということには、なかなか、一連の、町行事の一環の中で、報告するという体制でしか、ちょっと無理かなとは思いますが、そういう公表の仕方はやっております。

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員、よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） そのあたりね、とりわけ、こういう学校適正化や何やらね、町民的には、大きな課題になっている中で、教育委員会の動向というのはね、当然、関心は、これからも高まってきます。

そういう中で、町会議員だって知らないんですよ。いつ、毎月1回行われているから。問い合わせたら分かりますよ。問い合わせたらね。

それから、ホームページが、全町民が見ているというのは、大間違いです。そんなん、全町民は見えていません。そういうことから考えればね、まず、開催日程を教育委員会として知らせていくと。その結果、傍聴はゼロだったというんだったら分かるけども、そのあたりの、知らせもせずに、傍聴は、ゼロだ。ゼロだと言ってね、これだけ努力しておるのに、誰も関心を持たないというような、これ、そうは書いてないけれども、そういう結果というのは、やっぱり問題じゃないかと。開催日程ぐらい、当然、知らせるべきだというふうに、思うんですけどね。ちょっと、それだけ確認しておきたいんですけど。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） ご意見、しっかりと受け止めて、今後、改善できることにつきましては、改善していきたいと考えます。以上です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 先ほどの井上議員との関係もありますけれども、29 ページ、それから、学校図書の関係ですから、事務事業の関係では、55 ページになります。

それで、これも昨年と同じなんですね、説明や成果、課題というのは。一部の図書室、学校図書において、充足率を満たしていない。これも、昨年と同じように書いてあるんですね。だったら、その後、満たしていないんだったら、どのようなね、努力をされたのかということ、ちなみに、55 ページの予算見ていたら、むしろ下がっていると。予算がね。学校図書の、事務事業ですけど、というような結果になっておるんです。

それで、確認したいのは、充足率というのは、文部省の学校図書標準という基準がありますけども、これが 100 パーセントが充足率満たしているということになります。

だったら本町において、学校図書が充足率、満たしていないのは、何校、どこがあるのかということ。

それから、そこに、どういう努力をするのかと。満たしてない。満たしてないって、毎年、同じような評価しても、しゃあないんですね。どう満たそうとしているのかという、そのあたりのことを、是非、聞いておきたい。

それから、2 点目に、例え、充足率 100 パーセント満たしたとしても、今はちょっと、分からないんですけど、昔ね、明治時代の本があったんですね。今の子ども達が、見れないような本が、結構あったりするというような学校図書ありました。今、あるとは言いませんよ。見てないから。

だから、それだったら、学校図書の精査なんかしているのか。つまり、これはもう、読まない。不適切ということで、廃棄処分や、そういった精査をして、その中で、充足率を

満たしていなければ、増冊していくと。そのような、当然、努力は必要だというふうに思うんですけども、そのあたりはどうなっているのか、この 55 ページ、29 ページでお伺いします。

[教育長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 充足率につきましては、以前も議会で、一般質問等で、いろいろ図書のことにつきまして、ご質問いただきまして、14 校の中で、3 校ほどは、65、66 パーセントぐらいです。

で、1 つの例を挙げますと、一番低いのは、利神小学校でございます。これは、学校統合等がありまして、相当、当時、整理をして、図書を整理したというように聞いております。昨年、一昨年ですか、利神小につきましては、特別に、ほかの学校とは別に、倍額、予算を入れまして、できるだけ充足率を満たそうと、努力をしているところです。

で、また、充足率が満たない。更に、本が、もっと適当な本が、子ども達に、身近にと、そういうことから、町の図書館と連携をしまして、定期的にですね、各学校に持って行っていただいて、そして、それを借りて帰るとか、そういうこともしております。

全ての学校に、100 パーセント充足するというにつきましては、年度計画を立てて、その努力はしておりますけれども、いっぺんにというのは、非常に無理が、私は、あると思っておりますので、立派な図書館がありますので、そこと、今後も、協力的に、連携を図りながら、図書の充実を図っていききたいと、そのように考えているところです。

以上です。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） ええんですか。

議長（西岡 正君） はい。

17 番（平岡きぬゑ君） 評価の、そのランクというか、評価の値が、それぞれ、達成段階の進捗状況に応じて、A B C D でランク分けされている問題について、具体的に 15 ページの就学前教育の充実については、②ですね、ここは、去年の D 評価が B。B になっているということで、ただ、その評価の内容を具体的に、成果と課題とかを、読み比べるんですけど、同じように書いてあって、何で、D から B になったのかというのが、ちょっと読み取りにくいので、この内容は、その文面からは、読み取りはできないんですけど、どうなのかというのが、この評価のあり方で、1 つは知りたいと思います。

それから、27 ページ、先ほどから、重なる部分かもしれませんが、これは、逆に A 評価が B 評価になっていますね。27 ページの、その、体力向上の取組。

それから、28 ページの芸術活動の推進も A 評価が B 評価というふうに、厳しくされたというふうに、先ほど言われたんですけど、上がっているものは、内容的によく分からな

いし、そのA評価をB評価にしたのは、厳しくしたというふうなご回答なので、そのへんちょっと、分かり辛いので、ページが、いろいろまたがってあれなんですけれど、とりあえずは、15 ページ、27 ページ、28 ページ、その点、ちょっと、評価のありようについて、説明お願いできますか。

議長（西岡 正君） はい、お答え下さい。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） そしたら、15 ページのですね、就学前教育の充実というところなんですけれども、これ、当然、評価委員さんとの進捗状況を協議する中で、取組状況のところにも書かしていただいておりますけれども、目標として、就学前教育を実施するにあたっての具体的な方針としては、佐用町保育方針。これを策定するために、23 年度、委員会を立ち上げて、当然、保育園の園長を含めて、教育委員会の指導主事、合わせて、今、それを策定しております。それは、方針は、23 年度に完成して、現在、具体的なカリキュラムづくり、これに取り掛かっているということで、具体的に、DからBに上がったというのは、具合的な組織を立ち上げて、そういう方針を立ち上げて、進めているという状況になったということで、評価を受けたと思います。

それから、27、28 ページですね、体力向上とか、芸術文化、これはですね、事業をずっと続行しているものなんですけども、特に、27 ページの体力向上への取り組み。これは、県の運動プログラム、これを取り入れていながら、昨年度、特に、22 年度はですね、それを取り入れて実施して行って、23 年度は、教育長も言いましたけれども、取り入れていて、それを横ばい。取り入れて、継続しているんで、評価としたら、また、新たにやっていくということではないんでね、それを継続していくという評価の中で、以前取り組んでいなかったのを取り組んだ段階でAにして、続行して、継続している時にBというふうな評価を受けていると思います。

だから、全部の評価項目につきましてですね、組織の立ち上げとか、施設をつくったとか、そういう具体的な時、行動起こして実行した時にAに上がっていったり、それで、運営段階になったらBでいくというような形の傾向が、評価委員さんにはあると思います。

以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森議員。

4 番（敏森正勝君） それでは、1 ページなんですけど、1 ページの9 行目、客観性を担保するというようなことが書いてあります。非常にこう、日本語というのは、一字違っても、意味が変わってくるというようなこともございますので、客観性、客観的というようなことが、まず、あるわけなんですけれども、客観性と。主眼を離れて、第三者として、批判的に判断するというのが、その客観性だろうと思うんですけど、それを担保する。担保というのは、抵当とか形をつけるとかいうようなことなんですけれど、これを合わせて、どう

いうふうに意味を取ったらいいのかなというのは、まず、1つの問題でございます。

それから、もう1つは、評価基準というのがあるんですけども、評価基準、Aというのは、目標を上回った。上回ったというのは、目標というのは、まあ、1つ考えれば、100が目標ではないかなというふうには自分では考えておるわけなんですけれども、目標を上回ったのであれば、100以上じゃないかなというふうにも思うわけです。

で、そういうように考えてくると、点数的には、これちょっと、書き方がおかしいと違うのかなと。自分なりに考えたことなんですけれども、そういうように思いました。

それから、次々言うようなんですけれども、4ページなんですけど、4ページの下から、2、4、5行目です、心身に障がいがある児童・生徒の適正就学について、11件とこう、書いてあるんです。心身、心身、心の病であるのではないかなというふうに思うわけですが、身体ではありませんので、心身ということになってくると、最近、テレビ等で報道がありますけれども、いじめの問題とか、あるいは虐待の問題とか、いろいろあるだろうと思うんですけれども、そういうのが11件もあるのかなというふうにも思いました。

これだけ、佐用のように、段々と人数が少なくなっているような状況の中で、11件もというのは、どうかなというふうに思います。

それから、もう1点、5ページなんですけど、5ページの3、教育施策の推進に係わる会議や行事への参加という欄でございますけれども、(1)のところに、小中学校・保育園規模適正化説明会に各委員が出席し、それぞれの会場での意見を集約して、状況把握を行ったというように書いてあります。先般、7月の31日でしたかね、特別委員会を行いました時に、会議録等を、全議員にいただきましたけれども、その説明会に出席をした委員さんの、委員さんと言うんでしょうか、何には書いてなかったんです。出席者の中に、委員さんが。にもかかわらず、各委員が出席し、それぞれの会場での意見を集約して、状況把握を行ったというように書いてありますので、その点、どういうふうになっておるのか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、ちょっと、4点になりますけど、お願いします。

教育長（勝山 剛君） まず、1ページの客観性を担保するというところでございますが、これは、第三者の外部委員、有識者からですね、率直に感じたことをお答えいただいて、それをしっかりと受け止めると、そういう意味でございますので、難しい言葉使っておりますけれども、ご理解いただきたいと思えます。

それから、評価基準につきましても、これは佐用郡が評価基準を単独で作ったんではありません。これ、法律に基づいて、各教育委員会がですね、外部評価をするということで、いろんな市町の状況も参考にしながらですね、これが一番、分かりやすいだろうと、そういうことでしておりますので、これが、今後も、ずっと評価の基準になるわけではないと。もっといい、評価の仕方が、表記の仕方があるのであれば、改善を図っていききたいと。そのように考えております。

次に、4ページの下から5行目の、心身に障がいがある児童・生徒の適正就学。適正就学でありますので、これは、例えば、例えばじゃなしに、特別支援学級に入級する。しない。また、発達障害を持ってですね、どうだろうかと。小学校1年生入る時。また、中学校へ入る時に、この子は、個別に指導した方が伸びるのではないかとか、そういうことを検討、審議していただいたと、そういうことでございます。ですから、敏森議員が言っておられるように、の部分とは、ちょっと違うということでございます。

それから、件数については、その上のその他の項が2行になっておりますので、その上の、要保護、それから小学校等の教科書採択、それらも含めて11件という意味でございますので、よろしく申し上げます。

それから、5ページの3の(1)、教育施策の推進に係る会議等への参加につきまして、これは、ちょうど昨年、23年度ですね、6月、7月頃から学校規模適正化につきまして、教育委員会、また、行政の方が、それぞれの校区へ出向きまして、ご説明をさせていただきました。その時のことでございます。その後の、今ですね、委員会、懇談会。昨年の秋から、12月頃から進めていただいております委員会、懇談会については、教育委員の出席はしておりません。地域の方々を中心にして、議論していただくと、そういう趣旨でやっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 今回の件なんですけどね、出席しておったのに、記録にね、出たという記録がなかったということをおっしゃってらっしゃるんですね。

確かにね、教育委員さんは、事務局側、同じ立場じゃなくって、傍聴いうんか、一般の人と同じ形で参加して、冷静に聞いておきたいということだったんで、教育委員さんとしては、紹介もしていません。ただし、各会場に分担されて、それぞれの所で行かれてましたのでね、報告では、こういう形で、事務局と同じように主催者側ということが取られますけれども、意図は、参加した時の状況はですね、そういうことでございました。

議長（西岡 正君） はい、よろしですか。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森議員。

4番（敏森正勝君） まあ、初めの、客観性を担保するというようなことなんですけれども、やっぱり、中学校1級免許状の国語の先生だけあって、立派な答えだったかなというふうに思います。

でも、こういうような言葉ではなくって、もう少し、柔らかな考え方の説明文でなかったらいけないんじゃないかなというふうにも思います。

それから、A B C Dというように、こういうように分かれておるわけなんですけれども、ここで点数をつけるというのは、あんまりどうかなというふうにも思うんです。というのも、この内容的に見ましても、成果と課題とかいうようなことが、ここ、書いてあるわけなんですけれども、これで、判断を、そのAやとか、Bやとか、Cやとかいうような判断がうまくできているのかなというふうにも思うんですけれども、その点は、どないでしょうかね。

それから、もう1つ、この5ページの分につきましては、分かりました。いろいろな、その問題点もあるだろうと思っておりますけれども、この状況で書いてある文から見ますと、僕が言ったような状況ではないかなというふうにも思いますので、この内容につきましては、よく分かりました。

議長（西岡 正君） はい、他に。はい、ないようですから、

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、あります。鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 2 点だけ。まずは、63 ページ。学校給食センターの関係で、これ、確認したいんだが、真ん中へんに、人員体制でね、合計 27 名。去年は 26 名ですから、1 名増えておるんですけども、その内訳で、調理員 18 名、運転員 5 名、事務職 2 名ということで、この合計は 25 名なんです。で、だから、これ以外に何か職種が新たに加わっているのか。2 名分ね。そのあたりの確認。

それから、もう 1 点は、最後のページですね、最後になりますか、適応指導教室の関係、94 ページ、2 点だけ言います。

去年は、4 人ということで、この 23 年度は何人であったかということを知らせて欲しいのと。

それから、問題は、去年から、週 3 日だったのがね、5 日に拡充したという状況の中で、5 日にすることによって、確かに、外部評価はね、更に効果は期待できるということで、出てるんだが、5 日にすることによって、どんな効果が出たかということね、やっぱり評価すべきじゃないかと。それが、ちょっと、この文面上で出て来ないので、大して変わらなかったのかどうかね。3 日だろうと、5 日だろうと、そのあたりの、5 日にして良かったという点は、どのように考えておられるのか。

それから、これとの関連では、重点施策の中では、33 ページの方にね、不登校では、小学校 4 校において、適応指導教室と連携が取れてないと。小学校 4 校においてね、いうようなことが出されているんだが、このあたりは、どうなのかね。どういう内容で、どのような努力をされているのか、このあたりのことも合わせて質問しておきます。

議長（西岡 正君） はい、お答え下さい。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） そしたらですね、私の方から、その給食センターの関係。この人数はね、確かに、計算が合わないというのは、これ直接、町の職員の人数を挙げてしもとんですよ。だけを。栄養教諭が 2 人。臨職が 1 人と、正職の。

〔鍋島君「それ、あるということですね」と呼ぶ〕

教育課長（坂本博美君） それ、申し訳ございません。そういうことです。

〔鍋島君「それで、27 名」と呼ぶ〕

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君）　　まず、ちょっと前後しますけれども 33 ページのところでは、鍋島議員ご指摘のとおり、これ、ちょうど、外部委員の方々と、説明の段階で、このご意見が出ました。連絡取れていないというんか、連携取れてないとは、どういうことなんやということなんですか、学校に聞き取り調査とか、そういうことを、教育委員会も、いろいろと普段からしているわけですが、実際、不登校児童・生徒がいない学校は、どうしても疎遠になると。こういうことです。

ですから、全ての学校が、全然何もしないというんじゃないかって、学校側も正直に答えてくれますので、そのへんのことを含んでおりますので、ご理解賜りたいと思います。

ですから、不登校生徒がおる所の学校については、しっかりと連携を取らせてもらっています。

それから、94 ページのことですが、これも、ご指摘のとおりで、3 日間、午前中しておりました時よりも、5 日間になると、指導員も、それから、通級して来る子ども達も、継続的にできるという、非常にいい環境になったと、私は、考えておりますし、指導員からも、そのように捉えています。

また、親もですね、1 日飛んで通級するよりも、きっちりと生活リズムを作って、家庭でも支援していただけると。そういうことで、以前よりは、非常に、環境的には、整備できた、そのように考えております。

で、現在、佐用町 14 校の中で、不登校生、今、5 名おります。うち 3 名が、この 9 月 3 日、始業式の日も、出席しております。この 3 名については、これからも常時、参加できるものと、今のところは推測しているところです。

議長（西岡 正君）　　はい、よろしいですか。他にございますか。ないようでしたら、ここで暫く休憩したいと思います。

会場の時計で、50 分から再開したいと思いますので、よろしく申し上げます。

午前 10 時 39 分 休憩

午前 10 時 50 分 再開

議長（西岡 正君）　　失礼します。先ほどの報告第 6 号を、私、質疑の終結宣言したと思っているんですけれども、してないということでもありますので、終結宣言させていただいて、次へ入りますので、よろしく申し上げます。

それでは、会議を再開します。

これで、本案に対する質疑を終結いたします。

日程第 6．報告第 7 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

日程第 7．報告第 8 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

議長（西岡 正君）　　それでは日程第 6 に入りますが、日程第 6 及び日程第 7 を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君）　　ご異議なしと認めます。よって日程第 6、報告第 7 号、及び、日程

第7、報告第8号の専決処分の報告について、損害賠償の額を定め和解することについての2件を一括議題といたします。

それでは、町長より報告をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第7号及び報告第8号につきまして、専決処分のご説明を申し上げます。

まず、報告第7号でございますが、平成24年3月26日、午前10時40分頃、佐用地内、役場前の町道佐用停車場線において、東進中の原動機付自転車の側面に、役場駐車場に進入しようとした南光支所職員が運転する公用車が衝突し、転倒した運転者が負傷、車両が損傷いたしました。損害賠償額等、協議の結果、町として国家賠償法に基づく損害賠償責任を認め、車両所有者に修理費等9万6,627円を、運転者に治療費、休業補償費、慰謝料等合わせて29万6,779円を支払い和解する内容で、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項に関する条例第1号の規定により、損害賠償の額を定め和解することについての専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

続きまして、報告第8号でございますが、平成24年5月31日、午後4時頃、佐用地内の県道下庄佐用線において、停車中の軽自動車に、町が運行委託している江川ふれあい号が衝突し、相手方車両に損傷を与えました。損害賠償額等、協議の結果、町として国家賠償法に基づく損害賠償責任を認め、車両修理費7万9,929円を支払い和解する内容で、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項に関する条例第1号の規定により、損害賠償の額を定め和解することについての専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

以上でございます。

議長（西岡 正君） 町長の報告は終わりました。

これより日程第6、報告第7号、専決処分の報告について、専決第16号、損害賠償の額を定め和解することについての質疑に入りますが、質疑はございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） この処分の、先の分ですね、これ、3月議会で、救急車が来て、その玄関であったわけでしょう。

そして、6月議会もやって、各、毎月、いわゆる議員連絡会もあったのに、これ決まった時だけ、こうやって持って来て、えらいのん気なこっちな思うて、私、いつ発表するんかな思うて。6カ月経って、180日経っておるんです。

それで、副町長へも言うたんやけど、どがいなっとんやって。

途中、シカが飛び出てぶち当たったとかね、いわゆる、平福で、そういう出会いがしら、相手が悪かったんかも。そういうやつは別として、職員が、この度でも、相手が直進して来よったら、右折する場合だったら、相手、見えとんやで、そこらへんが、注意が足らんということと。

それと、テクノの上で、女の職員が、何か、葬式か通夜に行きよって、相手、交通事故

起こしましたね。

ですから、そこらへんも含めてね、

[山本君「(聴取不能)。男やん」と呼ぶ]

3番(岡本義次君) いやいや、そのこと言うとんちゃうんや。

議長(西岡 正君) はい、ちゃんと質問してください。

3番(岡本義次君) それで、そういうことが、次々、起こるということ自体が、やっぱり、もう少し、緊張感足らんの違うかという気もするし、これ、ほとんどね、9割方言うたら、役場の職員が悪いということですよ。そこらへん、その後、どういうふうな職員の指導もされたんかを含めてお願いします。

議長(西岡 正君) はい、お答えください。

[町長 挙手]

議長(西岡 正君) はい、町長。

町長(庵途典章君) それぞれ、事故を起こしたことにつきましては、大変申し訳なく思いますけれども、3月の時にですね、起きた時も、その時に、皆さんにも、こういうことで起きましたということの報告はいたしました。

ただ、この損害の賠償責任の額の決定についてはですね、それぞれ、やはり保険会社と、治療が終ってですね、査定をして、額を定めて、それで、こうして、最終的に同意をしていただいて契約するということになりますからね、それは、時期が、それだけの時間がかかって、そういう額が決まった段階で、形で報告をさせていただいておりますので、決して、その間、ずっと前に決まってですね、報告をしてなかったということではございません。

それから、当然、こういう車両運行して、運転してますと、市内、佐用町も公用車につきましては、220台余り、公用車がございます。ですからまあ、普段から運転、安全運転については、十分注意するように、指導をしておりますけれども、やはり、どうしても、その事故というのは、これはまあ、誰においても、起こす可能性というのがありますし、発生することは、やむを得ない部分もございます。

ですから、まあ、事故が起きることに、当然、その当事者については、十分注意をしておりますし、また、そのほかの職員にもですね、こういう事故があったと。十分気をつけるようにということで、毎日の業務に当たらせているところです。

ですから、重大な過失がありですね、また、行政処分等が出た場合については、職員についての、また、処分も行います。

ただ、それは、やはり、そういう行政処分の内容等を見て、それによって処分を行うということになっておりますのでね、重大な過失等がない限り、そういう注意ということで、職員に対しての指導を行っているということでもあります。

[岡本義君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） 確か、町長が、3月議会では、ここの前で、こういうふうな事故がありましたというんは、私ら、聞きました、そやけど、その途中のね、例えば、6月議会においても、ケガの程度は、どうだったんかとかね、今、こういうふうな、今、示談でお話しておるとか、そういうようなことも1回もなかったわけですよ。

ですから、そこらへんについてね、やっぱりもう少し、誠意いうんか、そして、また、職員でもですね、こんな見通しのええとこですよ。直進して来よう車、見えておるわけですよ。それを、右でカーブ切って入るといこと自体がね、やっぱり注意が緩慢いうんか、事故起こしたことについては、やっぱり、緩慢であったといこと。それでまた、税金を、30万近く出さんなんといことに対してもね、やっぱり重々気いつけてもらいたいと、このように思っております。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 途中ですね、報告したらって、重大な事故であれば報告します。

でも、この程度なればですね、途中の、また、どういうケガだったとか、何とか、そういう細かいことまでね、それぞれ報告するといのは、なかなか時間がありません。ほかのことが、一杯ありますから。それは、こうして、それぞれ、治療なり、損害が、査定が終った段階で報告をさせていただいているんですから、そのことは、ご理解いただきたいと思えますし、それから、この点については、当然これ、保険は公費で払っています。ただ、損害の、この額については、当然、保険からですね、自動車損害賠償保険から町の方に入って来て、それを支払っているといことですので、直接、町費から、一般会計から支払っているものではございません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） その程度がね、これぐらいで済んで良かったんかも分からんけれど、そういう程度のね、加減というんが、全然、途中で報告なかったんで、もっと酷いことで、入院してかかっておるんか、そこらへんも含めてね、全然、われわれが、聞こえてこなかったいことを言うておるんですよ。うん。そこ。

議長（西岡 正君） よろしいですね。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。はい。

8番（笹田鈴香君） まあ、同じことにもなるんですけれども、江川のふれあい号の分は、全く報告されてなかったんで、それがなぜかという。今の答弁で、だいたいのは分かりましたが、ちょっと、確認の意味で、お尋ねしたいんですけれども、今、この損害賠償

額ですね、そういった金額は、国家賠償法に基づいてということで、この保険から出るということなのですが、ちょっと、確認の意味で、もう1回お尋ねしたいのは、もし、事故を、町と相手があってやった場合ですね、それは、このように、保険でされると思うんですけども、後、自損事故とか、そういった場合もあると思うのですが、それは、どのように対応をされているのか。

例えば、ここに出てこない分で、何かと当たって、物損に、当たって、自分の車だけが壊れた。相手があれば、また、別だと思うんですが、その場合とか、その保険にかけても、免責があると思うので、そういった場合、小さな物は、どのように対応されているのか。

件数がどれぐらいとかいうのは、また、聞くかもしれませんが、今回は、どうされているのか、確認だけお願いします。

[総務課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 自損事故については、車両保険のことを言われておるんかと思うんですけども、それはまあ、電柱とか、コンクリートブロックなんかに当てて、あえて、その電柱にも支障がないという程度のものであれば、私、町村会の方に入っておりますので、町村会の方の保険、共済にね、そこで、支払うようにしております。対応するようにしております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

はい、他にありますか。

[井上君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） これ、江川のふれあい号の方ですけども、

議長（西岡 正君） ちょっと、後であります、この後で出てきますけど。はい。

はい、ないですか。

他にないようですので、これで質疑を終結します。

続いて、日程第7、報告第8号、専決処分報告についてということで、専決第17号、損害賠償の額を定め和解することについてに対する質疑に入ります。

井上議員。

7番（井上洋文君） 1点、お聞きしたいんですけども、このふれあい号なんですけれども、これ、運行委託ということなんですけれども、これ、運行委託している所が事故した場合にも、国家賠償法で負担するということなんですけれども、であれば、この運転手に対しての教育等についても、これは、江川だけと違って、町の方が、そういう運転手に対しての教育はする義務というのが、あるんじゃないかと思うんですけども、そこら、どのようにされているんですか。

[企画防災課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 失礼いたします。

江川ふれあい号の運転手につきましては、地域に委託をして行っておるんですが、毎年、こういうことに関しての研修会とか、講習会を行っております。

当然、この事業を始める時にも、それぞれに、そういう講習を受けていただいて、免許いうんですか、事業を、許可いただいておりますので、そういう所で点検をしたり、それから、行政の方でも講習会等やっております。

また、こういう運転事故起こった時には、十分、本人と話し合いもしながら、注意するようにも申し上げております。

以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

はい、他に。ないようですので、これで質疑を終結いたします。

---

#### 日程第 8．議案第 83 号 播磨高原広域事務組合規約の変更について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 8、議案第 83 号、播磨高原広域事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 83 号、播磨高原広域事務組合規約の変更について、提案のご説明を申し上げます。

この度の変更は、行財政改革の一環として、播磨高原広域事務組合事務所と上下水道事業所の事務所を統合し、組合事務所の位置を上下水道事業所所在地へ変更することについて、組合規約第 4 条の変更が必要となるため改正を行うものでございます。

ご承認いただきますように、お願いを申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

ここで、資料配付のため暫く休憩します。

午前 1 1 時 0 6 分 休憩

午前 1 1 時 0 7 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き会議を続行します。

ただ今の議案について、地方自治法第 290 条の規定に伴う案件であり、議会の議決にあたっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第 12 条の規定により、教育委員会の意見を聴かなければならないとされています。このため、先に佐用町教育委員会に意見聴取しており、お手元に配付いたしております回答書のとおり、異議がない旨、回答をいただいております。

本案については、本日即決といたします。  
これから質疑に入りますが、ございますか。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） この規約変更については、行革の一環という説明でしたけれど、この規約を変更する施行日が 10 月 1 日という、年度途中なんですけれど、そこらへんは、特別に事情があるんでしょうか。お伺いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） 町長、はい。

町長（庵逄典章君） 事務所の準備が整ったということで、10 月。今、職員は、そのまま配置しておりますから、それが 1 つ、事務所を移転をするという、事務所の、ある程度の整備が要りましたので、そのことで、それが整って 10 月 1 日から、そこで事務を行うということでございます。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 行革の一環で、計画的に、そういうことをされていたら、だいたい年度替りというのが、一般的かなというふうに思ったんですけど、その 10 月 1 日という半期、1 年の半分のところでやられたので、やるということなので、そこらへん、協議の中では、早くから協議を進められたのか、そこらへんもどうなんでしょうか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 播磨高原広域事務組合の中で所管しているものは、あそこの、ここに、今回、教育委員会からの意見書ということで、播磨高原の上の中学校、小学校がございまして。これ、佐用町には、その区域に入っておりませんので、佐用町として、直接、この播磨高原事務組合の教育委員会は、関係しておりませんが、そのほかにですね、播磨高原の上の上下水道、これの管理運営、これが大きな業務です。

で、今、事務所をですね、別々に持っていて、播磨高原の業務というのは、これまで、科学公園都市、あそこを開発するために、昔は、土地の取得、また、計画、いろいろな業務がずっとあったわけなんですけれども、段々と、その業務が少なくなって、現在は、管理業務が、主な業務になっています。それと、こぶし苑の運営ですね。

そういう中で、これまで高原事務所、上下水道の方にも所長を置いていたんですけど

も、播磨高原事務組合の事務局長が、その所長を兼務するというような形で、もう、この4月から、そういう人事配置を行っております。

そういう中で、その事務を、できるだけ効率的に行うために、その事務所を1つに、一箇所にまとめるということは、昨年度決定をしているところです。

その中で、4月から、そういう人事は行っておりますけれども、事務所の移転に伴う準備、その点が、少しかかりましたので、この10月1日からということになっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他にございますか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議案第83号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。  
議案第83号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第83号、播磨高原広域事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9．議案第84号 字区域及び名称の変更について

議長（西岡 正君） 続いて日程第9、議案第84号、字区域の変更についてを議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第84号、字区域及び名称の変更につきまして。提案のご説明を申し上げます。

市町村区域内の字の区域若しくは名称の変更につきましては、地方自治法第260条第1項の規定により、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならないとされております。

今回の字の区域及び名称の変更は、平成22年度から平成24年度土地改良事業で実施した、基盤整備促進事業桑野地区の圃場整備工事に伴うものであります。

当地区内には、1筆1字が点在しており、変更前の44字区域を11字区域に変更するものでございます。

ご承認をいただきますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。  
本案については、本日即決といたします。  
これから質疑を行います。質疑ございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。  
これから討論を行います。ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議案第 84 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 84 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 84 号、字区域の変更については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 10. 議案第 85 号 佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 10 に入ります。  
議案第 85 号、佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 85 号、佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。  
今回改正しようとしております内容は、加入促進と加入者の負担軽減を図るため、情報通信網整備事業の事業年度である平成 18 年度及び 19 年度に限って対象とした光ファイバー引き込み工事の際に負担いただく工事費用の減免内容を削除し、身体障害者手帳 1 級又は 2 級の身体障害者、また、重度の知的障害者ならびに精神障害者保健手帳 1 級のかたを構成員に有する町県民税非課税世帯、さらに、独居の 70 歳以上で町県民税非課税のかたを減免の対象として追加しようとするものでございます。  
なお、生活保護法に規定する被保護者につきましては、条例第 4 条第 1 号の規定によって、既に減免の対象としており、集落防災の拠点として利用されている自治会集会所についても、第 4 条第 5 号の規定によって減免の対象として加入促進を図ることとします。  
ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
これより質疑に入りますが、議案第 85 号は、総務常任委員会に付託を予定いたしておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いしたいと思います。質問はございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） 町内において、これ、身体障害者の方、1 級、2 級とか、それから 70 歳以上言われたんですか、そういう該当者の方は、いくらぐらいいらっしゃるのかな。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 申し訳ないです。今、ちょっと手元に資料お持ちしておりません。

議長（西岡 正君） それでは、後ほど。

他にございますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題となっております議案第 85 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 85 号、佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決しました。

---

#### 日程第 11. 議案第 86 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 11、議案第 86 号、佐用町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 86 号、佐用町税条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、昨年の 9 月議会において、改正をいたしました町税条例第 151 条について地方自治法に抵触するところがあるということで、今回改正しようするものでございます。

第 151 条につきましては、入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪を規定するもので、神戸地方検察庁へ協議の上、昨年の 9 月議会において、3 万円以下の罰金刑を科するを 10 万円以下の過料を科するに改正をいたしましたが、本年 5 月に

新たに担当となられた検事より、地方自治法第 14 条第 3 項の、法令に特別の定めがあるものを除くほか、5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができるの規定に抵触するため、金額を 10 万円以下とするのであれば、過料を罰金刑に改正するようこの指摘があったため、この度、同条中の過料を罰金刑に改めるものでございます。

ご承認をいただきますように、お願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 86 号は、総務常任委員会に付託を予定いたしておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いしたいと思います。

質疑はございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） これらは、実際、佐用町において事例があったんかどうかは、そこらへんは、どんなんでしょう。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） 失礼します。入湯税をいただいております事業所というのが、佐用町内で一箇所だけありますけども、調査を行ったことがございませんので、実際に、適用した事例はございません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、過料と罰金刑ということになれば、罰金刑は前科がつきますから、非常に重いわけですけども、ちょっと確認したいのは、その、今、私も知らなかったんだけど、地方自治法 14 条で、5 万円以下については、過料ということになっているという検事から指摘があったと。

だから、3 万円から 10 万円にする段階で、議会もそれ、気がつかなかったわけですけども、その時点では、地方自治法から見て、10 万円いうことは、5 万円を超えているというふうな、判断が、なぜ、されなかったのか。そのあたりは、どうなんでしょうか。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） 失礼します。昨年の 9 月議会におきまして、ほかの町県民税に関する

る罰則でありますとか、固定資産税に係る罰則でありますとか、合わせて、全て、過料 3 万円から過料 10 万円ということで、改正をさせていただきました。

その際に、151 条の入湯税だけ、従来の条例が罰金刑になっておったんですけども、ほかの物が全て過料ということで 10 万円にしましたので、そういう旨で、神戸地方検察庁の方に、罰金刑は、直す場合には、検察庁の許可が要りますので、協議を上げさせていただきました。

そうしますと、当時の検察の検事さんの方から、何も問題がないということで、お答えをいただきましたので、そういうことで、全て合わせて、過料でしたら、罰金刑課せる時には、裁判所の手続きが必要になりますし、前科が残りますけれども、過料の場合は、町でできるということで、させていただいたんですけども、担当検事がお代わりになりました、確認したら、佐用町だけ過料になっておると。これは、私とこの判断が間違っていたということで、お電話をいただきましたので、今回、訂正をさせていただきたいということでございます。

申し訳ございません。

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員、よろしいか。

16 番（鍋島裕文君） はい、分かりました。

議長（西岡 正君） 他にございますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題となっております議案第 86 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 86 号、佐用町税条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決しました。

---

日程第 12. 議案第 87 号 佐用町防災会議条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 12、議案第 87 号、佐用町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 87 号、佐用町防災会議条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

災害対策基本法の一部改正に伴い、所掌事務及び防災会議の委員に変更が生じたため改正を行うものでございます。

防災会議の所掌事務は、地域防災計画の作成及びその実施の推進等のほか、災害が発生した場合に、防災に関する情報を収集すること及び非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進することが所掌事務とされていましたが、災害発生時

等では、防災会議で災害に関する情報の収集等を行うよりも、災害対策本部において一元的にそれらの事務を行うことが効果的であると考えられることから、防災会議と災害対策本部の所掌事務について見直しと明確化を行ったものであります。

また、防災会議において、防災に関する諮問的機関としての機能を強化する観点から、防災に関する重要事項の審議を所掌事務として追加し、併せて、多様な主体の参画を図るため、学識経験者等を防災会議の委員に選任できることとしたものであります。

ご承認を賜りますようお願い申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
本案については、本日即決といたします。  
これより質疑を行います。質疑ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） 改正の中で、3 条の 6 項で、現行は 40 人以内が 45 人以内と、5 人増えているんですけれども、その理由と、それから、委員の構成は、それによってどうなるのか、伺います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 失礼いたします。

8 項の中に、改正前は、知識又は経験を有する者のうちから町長が任命するというところなんですけれども、自主防災組織を構成する者と。今、自主防の強化とか、自主坊が活発になるような、そういうことをやってくださいということで、お願いしておりますので、自主防や、又、学識経験者の方を、新たに入れることや、男女共同参画推進の意味から、高齢者や障害者など、多様な主体参画を促進することといたしまして、委員の人数を少し、5 名増やす計画でおります。

なお、今現在、3 号委員ですけれども、町長がその部門の職員から指名するというところで、各関係課長が全て入っておりますが、今後は、災害対策の各部門を設けておりますので、部長を中心としたメンバーに構成替え、そういうことも少し検討しております。

この後、条例改正が通りましたら、そういうことで、中身も見直していきたいというふうに考えております。どうぞ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（西岡 正君） はい、金谷議員、よろしいか。

5 番（金谷英志君） はい、結構です。

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） 今、金谷議員が質問されたんですが、私も、質問いっぺんしたことあるんですけども、防災会議の中には、女性の委員がいないということで、女性をということで、お願いしたんですけども、先ほど、課長の方からお話がありました。ここに、障害者の代表とか、女性とかということで入れていただけるわけですね。

企画防災課長（平井隆樹君） はい。

7番（井上洋文君） はい、了解。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。  
これより、議案第 87 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 87 号を、原案のとおり、可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 87 号、佐用町防災会議条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 13. 議案第 88 号 佐用町災害対策本部条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 13、議案第 88 号、佐用町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 88 号、佐用町災害対策本部条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。  
都道府県又は市町村の災害対策本部の設置に関して、災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、引用している条項に変更が生じたため改正を行うものであります。  
市町村災害対策本部については、改正前の災害基本法では、都道府県災害対策本部と同一の規定、法第 23 条で定められていたものが、新たに法第 23 条の 2 として別個に規定されたことにより町条例の一部を改正するものでございます。  
ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。  
本案については、本日即決といたします。  
これから質疑に入りますが、ございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
続いて、討論を行います。ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。  
これより、議案第 88 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 88 号を、原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 88 号、佐用町災害対策本部条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 14. 議案第 89 号 佐用町南光地域福祉センター条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 14 に入ります。  
議案第 89 号、佐用町南光地域福祉センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 89 号、佐用町南光地域福祉センター条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。  
既にご承知のとおり、南光地域福祉センターは福祉の拠点施設として改修し、工事完了後につきましては、デイサービス事業や福祉事業の専用施設となります。  
これまで、当センター内の浴室については、一般の方とデイサービス利用者の方の双方の方に利用していただいておりますが、改修後はデイサービス利用者専用の浴室となることにより、この度の改正は、浴室使用料の項目を削除するものでございます。  
ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
これより質疑に入りますが、議案第 89 号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いしたいと思います。質疑ございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
ただ今、議題となっております議案第 89 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常

任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 89 号、佐用町南光地域福祉センター条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決しました。

---

日程第 15. 議案第 90 号 佐用町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 15、議案第 90 号、佐用町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 90 号、佐用町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

近年の鳥獣被害は、農家の経営意欲を脅かす深刻な状況にあります。猟友会のご協力により駆除活動や地域を挙げた防護柵の設置、管理など被害対策に取り組んでいただいておりますが、現状を見ますと、鳥獣被害の減少は見受けられないのが状況であります。

この実施隊は、鳥獣被害特別措置法に基づき、町の有害鳥獣被害防止計画に基づく捕獲や防護柵の点検などを行うために設置するものでございます。

活動内容は、農家への啓発や防除方法の指導、有害鳥獣の捕獲及び追払い活動、被害防止のための緩衝帯整備などの活動を行います。具体的には、防護柵の点検や野生獣の餌となる不要果実の除去、鳥獣の追い払い活動などを予定しております。

また、当条例案第 7 条の規定により、隊員の報酬を支給するために、条例附則第 3 項で、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、別表、地籍調査地区委員の項の次に鳥獣被害対策実施隊員を追加し、その日額を 7,000 円と定めようとするものでございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げまして、以上、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 90 号は、産業建設常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。

質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題となっております議案第 90 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君）           ご異議なしと認めます。よって議案第 90 号、佐用町鳥獣被害対策  
実施隊の設置に関する条例については、産業建設常任委員会に付託することに決しました。

- 
- 日程第 16. 議案第 91 号 平成 24 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出について  
日程第 17. 議案第 92 号 平成 24 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の  
提出について  
日程第 18. 議案第 93 号 平成 24 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）  
の提出について  
日程第 19. 議案第 94 号 平成 24 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出  
について  
日程第 20. 議案第 95 号 平成 24 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の  
提出について  
日程第 21. 議案第 96 号 平成 24 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算  
案（第 1 号）の提出について  
日程第 22. 議案第 97 号 平成 24 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）  
の提出について  
日程第 23. 議案第 98 号 平成 24 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2  
号）の提出について  
日程第 24. 議案第 99 号 平成 24 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の  
提出について  
日程第 25. 議案第 100 号 平成 24 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出につ  
いて

議長（西岡 正君）           続いて、日程第 16 に入ります。  
日程第 16 ないし日程第 25 については一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君）           ご異議なしと認めます。よって、日程第 16、議案第 91 号、平成 24  
年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出についてから、日程第 25、議案第 100  
号、平成 24 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを一括議題と  
いたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）           ただ今、上程をいただきました議案第 91 号から議案第 100 号につ  
きまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 91 号 佐用町一般会計補正予算（第 2 号）からご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 1,002 万 4,000 円を追加  
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 133 億 734 万 9,000 円に改めるものでござい  
ます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして説明をいたします。

まず、歳入から説明をいたします。予算書の1ページをご覧ください。

まず、地方特例交付金113万8,000円の増額は、減収補てん特例交付金につきまして、交付額が決定したことに伴うものでございます。

地方交付税につきましても、この度、普通交付税の交付額が決定いたしましたので、2,481万7,000円を減額し、普通交付税の総額を57億2,515万9,000円といたしております。

使用料及び手数料につきましては59万9,000円の減額。うち、使用料は、民生使用料におきまして、南光地域福祉センター使用料60万円の減額。手数料は、総務手数料におきまして、諸証明手数料の追加1,000円でございます。

国庫支出金につきましては、2,596万6,000円を増額いたします。うち、国庫負担金におきましては、公共土木災害復旧費補助金1,467万4,000円の増額。国庫補助金におきましては、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、社会資本整備総合交付金など、新規事業に伴う追加や予定事業量の増加により1,111万5,000円の増額。国庫委託金につきましては、中長期在留者居住地届出等事務委託金17万7,000円を追加計上いたしております。

県支出金につきましては、1,749万8,000円を増額いたします。うち、県負担金におきましては、県移譲事務交付金の確定により2万6,000円を増額。県補助金におきましては、まちなか振興モデル事業補助金、鳥獣被害防止総合対策推進交付金など、新規事業の実施に伴うものに加え、現年発生農林災害復旧費補助金など、予定事業量を見込みまして1,742万6,000円を増額。県委託金におきましては、理科おもしろ推進事業委託金4万6,000円を追加計上いたしております。

財産収入におきましては、財産売払収入におきまして687万1,000円の増額。内容は、旧土木官舎跡地の町有地などの土地売払代金634万5,000円、秀谷残土処分場の立木売払代金52万6,000円の増額でございます。

寄附金につきましては、115万円の増額。農林水産施設災害復旧費寄附金の増額でございます。

繰入金につきましては、基金繰入金5,533万6,000円の増額で、財政調整基金繰入金4,786万8,000円、南光ひまわり館運営基金繰入金300万円、災害復興基金繰入金446万8,000円の増額でございます。

繰越金につきましては、3,602万9,000円の増額。平成23年度繰越金でございます。

諸収入につきましては、雑入におきまして660万1,000円の増額。佐用第1機動分団車庫などの物件移転等補償費288万円や、その他といたしまして、障害者福祉サービス費の返還金239万7,000円が主なものでございます。

町債につきましては、8,485万1,000円の増額でございます。臨時財政対策債発行可能額の決定に伴う1,805万1,000円の増額。介護予防拠点施設整備事業債、児童福祉施設整備事業債におきまして、合併特例事業債を4,490万円増額。公共土木施設災害復旧事業債2,190万円を計上いたしております。

次に、歳出についてご説明をいたします。

各款における人件費関係につきましては、人事異動等に伴う調整額を計上しております。

以下、人件費につきましては同様の内容でございますので、説明を省略させていただきます。

議会費につきましては、21万円の減額。人件費の調整減と委員会所管事務調査負担金の増額でございます。

総務費につきましては、3,079万2,000円の増額でございます。総務管理費におきまして、2,838万4,000円の増額で、人件費の調整のほか、早瀬第2自治会集会所の建設経費の増額、まちなか振興モデル事業補助金の追加が主な内容でございます。徴税費につきましては、317万6,000円の増額で、人件費の調整が主なものでございます。戸籍住民登録

費及び統計調査費におきましては、それぞれ78万1,000円の減額、1万3,000円の増額で、いずれも人件費の補正でございます。

民生費につきましては、3,791万1,000円の増額でございます。うち、社会福祉費におきましては、936万5,000円を増額。人件費のほか、福祉医療費の平成23年度精算金492万8,000円の増額、南光地域福祉センター改修費720万円の増額が主な内容でございます。児童福祉費におきましては、2,839万5,000円の増額で、人件費の調整及び平福保育園の改修事業費の追加が主なものでございます。国民年金事務取扱費におきましては、15万1,000円の増額で人件費の補正でございます。

衛生費につきましては、3,183万1,000円を増額いたしております。うち、保健衛生費におきましては、1,166万1,000円の増額で、人件費のほか、特別会計への繰出金の増額が主な内容でございます。清掃費におきましては、2,017万円の増額で、内訳は、人件費のほか、資源化棟業務等委託料500万円の増額、ごみ収集車両の整備1,045万8,000円の追加、事業量増加に伴う合併処理浄化槽設置整備事業補助金173万1,000円の増額が主な内容でございます。

農林水産業費は、1,386万円の増額でございます。うち、農業費におきましては、1,151万5,000円の増額。農産物処理加工施設の備品経費、南光ひまわり館運営助成が主なものでございます。林業費におきましては、234万5,000円の増額で、人件費のほか、鳥獣対策実施隊隊員報酬の追加やシカ緊急捕獲拡大事業負担金の増額が主な内容でございます。

商工費につきましては、1,640万2,000円の増額で、商工総務費におきましては、消費者問題啓発用資材等製作委託料を追加。観光費におきましては、観光施設の改修事業費を計上いたしております。

土木費につきましては、1,262万3,000円の増額でございます。土木管理費におきまして、18万6,000円の減額で人件費の調整。道路橋梁費におきましては、422万3,000円の増額で、人件費の調整のほか、転落防止柵の設置工事費を追加。河川費におきましては、1,903万5,000円の増額で、洪水氾濫域減災対策事業県委託料を追加。都市計画費におきましては、18万4,000円の増額で、播磨高原広域事務組合上水道事業への繰出金の増額。下水道費におきましては、1,512万6,000円の減額で、特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金の減額。住宅費におきましては、449万3,000円の増額で、人件費の調整でございます。

消防費につきましては、298万9,000円の増額。人件費の調整と、電算システム構築に係る西播磨地域消防広域化協議会負担金1,115万円の追加でございます。

教育費につきましては、1,219万6,000円の減額でございます。教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費及び保健体育費におきましては、それぞれ1,065万3,000円の減額、120万円の増額、2万3,000円の減額、82万2,000円の増額、354万2,000円の減額で、人件費の調整が主な内容でございます。

災害復旧費につきましては、7,498万円の増額でございます。去る7月6日から7日にかけての豪雨災害に係る災害復旧事業費について、予算計上いたしております。農林水産施設災害復旧費におきましては、2,930万円の増額で、公共土木施設災害復旧事業費におきましては、4,568万円の増額でございます。

諸支出金につきましては、104万2,000円の増額でございます。公営企業費におきましては、水道事業高料金対策繰出金の増額、基礎年金拠出金繰出金の減額を計上いたしております。

次に、地方債の補正でございますが、第2表、地方債補正によりまして説明いたします。3ページをご覧ください。

地方債の追加は、平福保育園の改修事業に伴う児童福祉施設整備事業債3,800万円、本

年7月6日から7日にかけての豪雨災害に伴う公共土木施設災害復旧事業債2,190万円の起債予定額の限度額を設定をいたしております。

臨時財政対策債につきましては、決定された発行可能額に合わせまして、起債の限度額を5億5,751万円に改めます。

介護予防拠点施設整備事業債につきましては、南光地域福祉センター改修事業の追加などにより、起債の限度額を3,740万円に改めるものでございます。

以上、一般会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして特別会計でございます。

議案第92号、佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算から、歳入歳出それぞれ156万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億3,728万5,000円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第1表、歳入歳出予算補正によりまして、まず、歳入から説明をいたします。繰入金につきましては、他会計繰入金442万6,000円の減額で、繰越金、前年度繰越金を285万7,000円追加いたしております。

次に歳出についてであります。総務費、156万9,000円の減額で、職員の人事異動等に伴う総務管理費の減額でございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第93号、佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ4万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,809万9,000円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第1表、歳入歳出予算補正によりまして、歳入より説明をいたします。繰入金は、他会計繰入金2万3,000円の減額で、繰越金は、前年度繰越金6万3,000円の追加であります。

次に歳出についてあります。総務費2万3,000円減額で、職員の人事異動等による総務管理費の減額であります。後期高齢者医療広域連合納付金6万3,000円の追加で、後期高齢者医療広域連合納付金過年度分の精算分の増額であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第94号、平成24年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ682万3,000円を増額し、予算総額を20億6,822万1,000円とするものであります。

補正の主たる理由は、保険料算定の基礎である所得金額の確定と、平成23年度の補助金精算に伴う費用によるものであります。

まず、歳入よりご説明をいたします。保険料410万3,000円を減額し、国庫支出金で552万9,000円を、支払基金交付金で188万円を、県支出金で169万3,000円、繰入金で66万6,000円をそれぞれ増額し、23年度からの繰越金115万8,000円を計上いたしております。

次に歳出についてあります。総務費60万5,000円の増額は、職員の人事異動により関係でございます。保険給付費で48万9,000円の増額は、介護予防福祉用具購入者が増加したことによるものであります。基金積立金で337万7,000円の増額は、23年度の精算金などの増加により、介護給付費準備基金積立金に計上することによるものであります。諸支出金で235万2,000円の増額は、23年度の精算による返還金でございます。

以上、介護保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 95 号、平成 24 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 653 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 8 億 1,325 万 2,000 円とするものでございます。

今回補正の主な理由は、4 月の人事異動に伴う人件費の見直し、本位田浄水場において、原水濁度の上昇による浄水能力の低下が発生、緊急対応した膜モジュールの交換工事経費、また、原水濁度を調整するための原水前処理施設設置工事、落雷による南光高区配水池のテレメーター修繕費、河川改修関連事業において、県河川復興室と事業計画の協議をした結果、24 年度計画をしていた橋梁工事等が 25 年度施工となり、関連して配水管移設も 25 年度となったためであります。また、消費税について、予算事業費が大きく変動したことにより、中間納付分の不足が生じたものでございます。

歳入につきましては、繰入金で 363 万 4,000 円、繰越金で 1,233 万 2,000 円の増額、雑入については、水道管移設補償費等で 3,870 万円を減額、簡易水道事業債につきましては 1,620 万を増額いたします。

歳出については、一般管理費は 945 万 9,000 円の減額で、人件費の見直しによる減額をする一方で、消費税不足分 550 万円を増額、現場管理費の修繕料で 300 万の増額、工事請負費で 2,362 万 5,000 円の増額をするものでございます。また、建設改良費では工事請負費で 2,370 万円を減額をいたします。

次に地方債の補正でございますが、第 2 表、地方債補正によって説明をいたします。簡易水道事業につきまして、本位田浄水場・原水前処理施設設置工事を実施することによりまして、起債限度額を 9,410 万円に改めるものでございます。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 96 号、平成 24 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,179 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 9 億 8,371 万 4,000 円とするものでございます。

今回補正の主な理由は、4 月の人事異動に伴う人件費の見直し、24 年度事業計画の河川改修関連事業において、県河川復興室と事業計画の協議をした結果、橋梁工事等が 25 年度施工となる箇所があるため、工事請負費に変動が生じたものでございます。

歳入については、繰入金で 1,512 万 6,000 円の減額、繰越金は 83 万 6,000 円の増額、雑入については、管渠移転補償費で 2,800 万円を減額、下水道事業債については 950 万円を減額をいたします。

歳出につきましては、人件費の見直し、建設改良費の工事請負費で 3,800 万円を減額するものでございます。

以上、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 97 号、平成 24 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 320 万 5,000 円を増額し、歳入歳出の予算総額を 5 億 1,597 万 8,000 円とするものでございます。

今回補正の主な理由は、4 月の人事異動に伴う人件費の見直し及び 23 年度事業費が大きく減少したのに伴う消費税の中間納付分の不足に対応するものであります。

歳入については、繰入金を 264 万 1,000 円、繰越金を 56 万 4,000 円増額するものであります。

歳出につきましては、浄化槽管理費の消費税で 116 万円の増額、一般管理費の人件費で

204万5,000円を増額するものでございます。

以上、生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第98号、平成24年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第2号）についての説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,931万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億4,216万9,000円に改めるものでございます。

内訳でございますが、まず、歳入につきましては、県委託金を4,176万1,000円減額、一般会計繰入金を172万5,000円増額、また、繰越金を65万円増額いたしております。委託金の減額につきましては、天文台職員の大学職員への身分移管に伴う人件費の減額でございます。一般会計繰入金の増額は、町費負担分の人件費の人事異動による増額でございます。また、繰越金の増額につきましては、前年度繰越金を今回計上いたしましたものでございます。

ちょっと、時間、お昼になりますけれども、全部終わらせてしまいます。

議長（西岡 正君） はい、結構です。

町長（庵逄典章君） お願いします。

次に歳出でございますが、社会教育総務費におきまして、天文台職員の身分移管に伴い人件費を4,024万円減額いたしております。グループロッジ運営費の修繕費につきましては、デイキャンプ場の雨樋や水道などの修繕として32万5,000円増額いたしております。天文台公園運営費におきましては、天文台職員の身分移管に伴い旅費を95万5,000円減額いたしております。消耗品費の50万円の増額であります。この夏に客室用の冷蔵庫や扇風機といった備品の故障が相次ぎ、急な買い替えを余儀なくされたため、消耗品費からの流用で対応いたしておりますので、今回、消耗品費として計上いたしております。また、修繕料につきましては、南館1箇所と北館3箇所に雨漏りが発生をいたしておりますので、その対応として26万9,000円増額いたしております。手数料の45万9,000円につきましては、論文7本の掲載料を今回計上したものでございます。基金費につきましては、繰越金の計上に伴いまして、積立金32万5,000円を計上したものでございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に議案第99号、平成24年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算（第1号）についての説明を申し上げます。

今回の補正は、既決の収入支出予算の総額に、収入・支出それぞれ1,902万円を増額し、収入支出総額をそれぞれ1億1,740万8,000円にするものでございます。

家畜共済勘定において、補正の理由としては、全国的な家畜共済評価基準金額の見直しで、一頭当たりの評価額が増額したことによる、診療や死廃事故時の共済金の支払増加に対応するためでございます。収入では、家畜共済掛金723万6,000円、家畜保険金913万1,000円、受取診療補填金51万円、技術給付金254万3,000円を増額いたしております。支出では、家畜保険料189万9,000円、技術料305万3,000円、家畜共済金1,446万8,000円を増額いたしております。

業務勘定においては、40万円の減額で、精算見込みによる補正でございます。

以上で、佐用町農業共済事業特別会計補正予算（第1号）の提案の説明とさせていただきます。

それでは、最後に、議案第100号、平成24年度佐用町水道事業会計補正予算（第1号）

についてのご説明を申し上げます。

今回補正の主な理由は、24年度事業計画の河川改修関連事業において、河川復興室と協議をした結果、橋梁工事及び配管移設工事の一部が25年度の施工となり、また、国道373号、中上月地区の道路改良に伴う配管移設工事等が追加となり補正するものでございます。

第2条の収益的収入及び支出において、支出の第一款、水道事業費の第1項、営業費用を228万5,000円の減額。第2項、営業外費用は、特定収入分消費税不用額755万7,000円を減額。水道事業費を2億4,925万3,000円にするものでございます。

第3条の資本的収入及び支出においても、第1款の資本的収入の内、第1項、企業債を6,840万円の減額。第3項、他会計負担金を100万円増額。第4項、工事負担金で1億5,870万円の減額で、資本的収入を8,792万2,000円に。支出の第一款、資本的支出、第1項、建設改良費を2億1,300万8,000円を減額し、資本的支出を1億4,910万6,000円にしようとするものでございます。

以上で、佐用町水道事業会計補正予算（第1号）の提案の説明とさせていただきます。

以上をもちまして、議案第91号から議案第100号までの補正予算について、一括して説明をさせていただきました。十分ご審議の上、ご承認を賜りますように、お願いを申し上げます。提案の説明を終わります。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題にしております、議案第91号ないし議案第100号につきましては、9月13日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫議員。

12番（岡本安夫君） 一番最初の一般会計のね、地方交付税の何か、額が決定したということですけども、それちょっと、数字が、ちょっとこれ、表と違うとったようなんですけど、もう1回確認したいんですけど、そこ。

〔矢内君「50何億って言えへなんだか」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ちょっと、（聴取不能）。

ちょっと僕もね、62億を52億のように聞いたんですが、そういうことでしょうか。地方交付税でしょう。

町長（庵逄典章君） 一般会計の交付税、

議長（西岡 正君） 一般会計の地方交付税。

町長（庵逄典章君） 私が、57億2,515万9,000円としておるといえるのですか。

〔矢内君「そうそう、それ、それ」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） それか、何か、違うこと、違う数字を言いましたか。

[矢内君「62億2,000何ぼだったん違うかな思うんや」と呼ぶ]

町長（庵途典章君） いや、62億は言った覚えはないんだけども。

[矢内君「いやいや、それで、ええんか」と呼ぶ]

町長（庵途典章君） 57億2,515万9,000円。

[矢内君「それで、ええん」と呼ぶ]

[井上君「62億って載っておるで、こっち」と呼ぶ]

[矢内君「62億いうて、こっち書いてあるでな」と呼ぶ]

町長（庵途典章君） 62億って書いてある。

議長（西岡 正君） 一般会計に対する地方交付税の額でしょう。

[矢内君「そうや」と呼ぶ]

12番（岡本安夫君） 予算書では、62億になっておるで、どないなんかなと思うて。

[矢内君「62億2,500になっておるんや」と呼ぶ]

議長（西岡 正君） そうそう。

[鍋島君「あの、町長ね。特別交付税入れておるんや、この62億は。で、町長が言うたのは、普通地方交付税の確定で、3千何ぼ減ったから、57億言うておるわけ」と呼ぶ]

町長（庵途典章君） そうです。はい。

[鍋島君「だから、これに書いてないこと、言うておるんや」と呼ぶ]

[矢内君「ああ、それで、ええんやな」と呼ぶ]

[鍋島君「うん。ええんやで」と呼ぶ]

議長（西岡 正君） よろしいか。

[山本君「書いてないこと言うたら、それは、あかん」と呼ぶ]

[鍋島君「いや、いや」と呼ぶ]

[山本君「書いて、僕らに」と呼ぶ]

〔鍋島君「丁寧に言うておるんや」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） いや、いや、こちらとしては、

〔山本君「62億のことは、きちっと言うてもろたけれども」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） 62億というのは、全ての交付税であります。

議長（西岡 正君） そうそう、そうです。

町長（庵途典章君） それから、今回説明、減額になったのは、当然、普通交付税が減額になりましたので、普通交付税額が2,471万7,000円を減額をいたしまして、57億2,515万9,000円としたわけであります。以上です。

〔鍋島君「だから、丁寧に言うてあったんや」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、分かりましたね。すいません。

それでは、皆さん、お諮りいたします。ここで昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。再開を、13時10分といたします。もっと長い方がいいですか。

〔鍋島君「長い方がええ。長い方がええ」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 15分まで。13時15分までといたします。

午後00時07分 休憩

-----  
午後01時13分 再開

議長（西岡 正君） ここで休憩を解き会議を再開いたします。

ここで、農林振興課長から、本日、午後ですね、災害査定、実施されるため早退届が提出されておりますので、受理をいたしております。

- 
- 日程第26. 認定第1号 平成23年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について  
日程第27. 認定第2号 平成23年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第28. 認定第3号 平成23年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第29. 認定第4号 平成23年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第30. 認定第5号 平成23年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 31. 認定第 6 号 平成 23 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 32. 認定第 7 号 平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 33. 認定第 8 号 平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 34. 認定第 9 号 平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 35. 認定第 10 号 平成 23 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 36. 認定第 11 号 平成 23 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 37. 認定第 12 号 平成 23 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 38. 認定第 13 号 平成 23 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 39. 認定第 14 号 平成 23 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 40. 認定第 15 号 平成 23 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 41. 認定第 16 号 平成 23 年度佐用町水道事業会計決算の認定について

議長（西岡 正君） それでは、続いて、日程第 26 に入ります。日程第 26 ないし日程第 41 については一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 26、認定第 1 号、平成 23 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 41、認定第 16 号、平成 23 年度佐用町水道事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました認定第 1 号から認定第 16 号までの、平成 23 年度佐用町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の認定につきまして一括議題とされましたので、順次ご説明を申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定によりまして、佐用町監査委員の決算審査意見書を添えて関係書類を提出し、議会の認定を賜りたく存じますので十分ご審議いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、認定第 1 号、平成 23 年度佐用町一般会計決算からご説明申し上げます。金額につきましては一般会計は、千円単位で申し上げます。

まず、決算書 78 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

一般会計の歳入総額は 148 億 7,272 万 5,000 円、歳出総額が 147 億 1,564 万 5,000 円、歳入歳出差引額 1 億 5,708 万円で、翌年度に繰り越すべき財源が 6,014 万 9,000 円でございますので、実質収支額は 9,693 万 1,000 円でございます。実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額を 4,850 万円としております。

平成 21 年度台風第 9 号の災害復旧事業がほぼ終了し、災害復旧・復興関係経費 18 億円

余りが減少し、平成 22 年度と比較して歳出総額で 9 億 5,000 万円余り減額する大きな要因となりました。

次に、決算書 1 ページ、一般会計歳入決算書をご覧ください。

歳入につきましては、主なものは、款別の収入済額、収入済額合計に対する割合等も報告をいたします。

町税は 22 億 7,268 万 4,000 円で、歳入に占める割合は 15.28 パーセント。

地方譲与税及び各種交付金につきましては、国・県からルールに基づきまして交付をされます。地方譲与税 1 億 5,289 万 5,000 円で 1.03 パーセント。利子割交付金は 605 万 8,000 円、配当割交付金は 538 万 8,000 円、株式譲渡所得割交付金は 122 万 9,000 円、地方消費税交付金は 1 億 8,026 万 6,000 円で 1.21 パーセント、ゴルフ場利用税交付金は 6,696 万 6,000 円で 0.45 パーセント、自動車取得税交付金は 4,803 万円で 0.32 パーセントでございます。

地方特例交付金は 4,244 万 6,000 円で 0.28 パーセント。地方交付税は 69 億 5,108 万 6,000 円で 46.74 パーセント。そのうち、特別交付税が 10 億 3,212 万 5,000 円であります。また、交通安全対策特別交付金は 464 万 5,000 円となっております。

分担金及び負担金は 1 億 3,520 万 4,000 円で 0.91 パーセント。その主なものは、土地改良事業分担金、児童福祉施設費負担金、老人保護措置費施設費負担金などがございます。

使用料及び手数料は 2 億 7,459 万 7,000 円で 1.85 パーセント。その主なものは、キャンプ場使用料、町営住宅使用料、町民プール使用料、ごみ処理手数料、し尿処理手数料などがございます。

国庫支出金は 8 億 3,925 万 9,000 円で 5.64 パーセント。その主なものといたしまして、子ども手当の負担金、障害者福祉サービス負担金など経常的な財源のほか、投資的経費の財源として、公共土木施設災害復旧費負担金、社会資本整備総合交付金などを、国の経済対策といたしまして、地域活性化・きめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金などを受け入れております。

県支出金は 12 億 6,752 万 7,000 円で 8.52 パーセント。その主なものは、子ども手当の負担金、医療保険事業に係る保険基盤安定負担金、障害者福祉サービス負担金、福祉医療関係補助金、地域子育て創生事業補助金などのほか、災害復旧・復興関係として、東日本大震災応援経費に係る災害救助費補助金、平成 21 年台風第 9 号等災害対策中小企業融資利子補給事業助成金、現年・過年発生農林災害復旧費補助金など、国の経済対策関連では、緊急雇用創出補助事業補助金、ふるさと雇用再生基金事業補助金などがございます。

財産収入は 1 億 4,672 万 9,000 円で 0.99 パーセント。その主なものは、土地等の賃貸料、各種基金の預金利子、土地等の売払い代金などがございます。

寄附金は 1,482 万 3,000 円で 0.1 パーセント、ふるさと応援寄附金と災害関係指定寄附金が主なものでございます。

繰入金は 1 億 7,864 万 6,000 円で 1.2 パーセント。中身は、特別会計繰入金と基金繰入金で、うち財政調整基金につきましては 1 億 916 万 1,000 円を繰り入れております。

繰越金は 3 億 4,431 万 2,000 円で、2.31 パーセント。うち繰越明許費に係るものは 2 億 3,821 万 6,000 円でございます。

諸収入は 5 億 2,006 万 5,000 円で 3.5 パーセント。その主なものは、県の河川改修に伴う久崎住宅物件移転の補償費 2 億 4,925 万円などがございます。

町債は 14 億 1,986 万 9,000 円で 9.55 パーセント。その内訳は、臨時財政対策債 5 億 8,136 万 9,000 円、過疎対策事業債 1 億 2,090 万円、合併特例事業債 5 億 1,800 万円、災害復旧事業債 1 億 8,550 万円、その他 1,410 万円となっております。

次に、歳出であります、同じく 7 ページ、一般会計歳出決算書をご覧ください。

人件費関係は省略させていただきまして、歳入と同様、款別の支出済額とその割合、主な事業等につきましてのご説明を申し上げます。

議会費は1億5,783万7,000円、歳出総額に占める割合は1.07パーセントでございます。

総務費は15億6,995万8,000円で10.67パーセントでございます。総務管理費におきまして、国の経済対策に伴う地域活性化・交付金事業、JR姫新線高速化・増便事業、コミュニティバス等の運行、合併以降取り組みを推進しております協働のまちづくり事業、佐用チャンネルなど情報通信施設管理事業などを実施いたしております。徴税費におきましては、平成25年度までの債務負担行為を設定しております固定資産税評価更新業務委託料につきましては、第3年度の支出でございます。選挙費におきましては、農業委員会の選挙を執行しております。統計調査費におきましては、経済センサス等の指定統計を実施いたしております。災害復旧・復興関係経費につきましては、追悼式と感謝の集いの開催経費、自治会への防火・防災活動助成金などがございます。

民生費は27億9,559万円で19パーセントでございます。主な事業といたしまして、社会福祉費におきましては、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療等の特別会計への繰出金、外出支援サービス事業、敬老事業、老人クラブ助成事業、老人医療費助成事業、老人保護措置事業、長寿祝金支給事業、障害者支援事業などがございます。児童福祉費におきましては、子ども手当支給事業、学童保育事業、乳幼児等・母子家庭等医療費助成事業、保育園、子育て支援センター管理・運営事業などが主なものであります。民生費の災害復旧・復興関係経費につきましては、災害救助費に計上いたしております高齢者住宅再建支援金、住宅災害復興融資利子補給金などがございます。

衛生費は12億2,803万円で8.35パーセントであります。主な事業といたしまして、保健衛生費におきまして、簡易水道事業特別会計等への繰出金、各種検診などを行う保健事業、予防接種事業、妊婦健康診査補助などを行う母子保健事業でございます。清掃費におきましては、クリーンセンター、衛生公苑、コミュニティプラントの施設管理事業が主なものであります。災害復旧・復興関係の経費は、心のケア・アンケート実施経費でございます。

農林水産業費は8億3,695万8,000円で5.69パーセントであります。主な事業といたしまして、農業費におきまして、農作物特産定着化対策事業、野生動物防護柵設置事業補助、農業の担い手確保対策事業など、農業振興支援策を講じますとともに、県営ため池整備事業、ほ場整備促進事業、中山間地域総合整備事業など、農業生産基盤整備事業を実施いたしております。林業費におきましては、町行造林保育事業、シカ緊急捕獲拡大事業をはじめ有害鳥獣駆除活動補助事業、町単独間伐事業、森林整備地域活動支援事業、緊急防災林整備事業などを実施いたしております。災害復旧・復興関係事業につきましては、地域農業再生対策事業、災害関連治山事業などがございます。

商工費は1億8,377万3,000円で1.25パーセントでございます。消費者行政活性化事業をはじめ、商工業振興策として企業立地促進事業や買物不便地域移動販売促進事業を実施し、観光関係では、町観光協会補助金や、西はりま天文台公園特別会計及び笹ヶ丘荘特別会計への繰出金などを計上いたしております。災害復旧・復興関係経費につきましては、町民の暮らし応援券実施事業補助金や災害対策融資利子補給金などがございます。

土木費は17億8,768万1,000円で12.15パーセントであります。主な事業といたしましては、土木管理費におきまして、急傾斜地崩壊対策事業を、道路橋梁費、河川費におきましては、橋梁長寿命化計画策定事業、道路・橋梁の新設改良事業を実施いたしております。都市計画費、下水道費におきましては、播磨高原広域事務組合への上下水道事業繰出金や特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金が主なものでございます。住宅費に

おきましては、久崎住宅建替事業のほか、管理・運営経費を計上いたしております。土木費の災害復旧・復興関係事業につきましては、宅地造成事業に伴う道路改良事業、道路や橋梁の改良事業などがございます。

消防費は6億268万7,000円で4.1パーセント。非常備消防費におきまして、分団再編成に伴う消防用車両の購入、東日本大震災に伴い増嵩した消防団員等基金負担金が主なものでございます。災害復旧・復興関係経費といたしまして、災害対策費に計上いやしておりますのは、防災行政無線デジタル化事業の設計業務、東日本大震災市町応援経費、孤立集落対策による衛星携帯電話の整備などがございます。

教育費は9億9,405万5,000円で6.76パーセントとなっております。教育総務費におきまして、教育の基本方針の策定と学校規模適正化に向けて教育審議会を設置。適応指導教室の運営、私立幼稚園振興助成事業、国際理解教育推進事業、特別支援教育推進事業につきましては、継続的に実施しているところでございます。小学校費及び中学校費におきましては、通常の学校管理・教育振興・通学対策事業のほか、上月小学校大規模改造工事、三日月中学校特別校舎棟耐震化補強工事を実施いたしております。社会教育費におきましては、人権啓発事業、放課後子ども教室推進事業、高年大学や青少年育成センターの運営、図書館等社会教育施設の管理・運営事業などを継続実施しておりますとともに、文化財保護事業といたしまして、上三河農村舞台の保存修理を実施しております。保健体育費におきましては、スポーツ振興策としての体育協会補助、及び、マラソン大会の運営助成、スポーツ公園・体育館などの社会体育施設や学校給食センターの管理運営が主なものでございます。教育費における災害復旧・復興関係経費は、平成21年台風第9号災害遺児等修学・生活支援金でございます。

災害復旧費は10億3,656万4,000円で7.04パーセントとなっております。一般会計における災害復旧・復興関係経費約12億円の大部分を占めております。この内訳でございますが、農林水産施設及び公共土木施設、これらの災害復旧事業費が10億878万4,000円。公営企業災害復旧費が2,778万円でございます。

公債費は26億9,877万5,000円、18.34パーセントでございます。

諸支出金は8億2,373万8,000円で5.6パーセント、公営企業費及び基金費でございます。基金費におきまして、主なものは、平成24年度から実施する防災行政無線デジタル化事業の公債費償還金に充てるため、減債基金任意積み立てで5億6,051万2,000円を積み立てております。

以上で、一般会計の説明といたします。

次に、特別会計の説明をさせていただきます。

まず、認定第2号、平成23年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を申し上げます。

決算書79ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額22億7,194万7,000円、歳出総額は22億6,908万9,000円、歳入歳出差引額285万8,000円で、実質収支額も285万8,000円であり、これを次年度に繰り越しをいたします。

97ページ、財産に関する調書の国保準備基金は、決算年度中増減高は、10万6,462円の増額で、23年度末現在高は4,446万5,994円となっております。

次に決算書13ページ、国民健康保険特別会計をご覧ください。

それでは、歳入より、款別の収入済額等を報告をさせていただきます。

国民健康保険税は、3億4,563万6,365円。

使用料及び手数料は、督促手数料として17万3,000円。

国庫支出金は4億6,843万8,931円。主なものは、療養給付費分・高額医療共同事業費

分・特定健診等の費用に係る、定率の国庫負担金 3 億 6,034 万 1,931 円。財政調整交付金、高齢者医療円滑補助金等の国庫補助金が 1 億 809 万 7,000 円。

療養給付費等交付金は 1 億 2,965 万 2,000 円。退職被保険者に係る交付金であります。

前期高齢者交付金 7 億 1,003 万 1,980 円。65 歳以上 74 歳未満の医療費にかかる交付金であります。

県支出金 9,285 万 7,759 円。主なものは、高額医療費共同事業費分、特定健診等の費用に係る県負担金 1,389 万 9,759 円、県事業費、県財政調整交付金等の県補助金 7,895 万 8,000 円であります。

共同事業交付金 2 億 8,001 万 3,919 円であります。

財産収入 10 万 6,462 円は基金の預金利子であります。

繰入金、他会計繰入金として 2 億 2,469 万 9,520 円で、一般会計からの繰り入れでございます。

繰越金 265 万 2,634 円は、前年度の繰越金でございます。

諸収入 1,768 万 4,453 円で、主なものは延滞金、加算金、過料が 219 万 7,483 円。受託事業収入が 40 万 1,274 円。雑入が 1,508 万 5,696 円となっております。

続いて、決算書 17 ページの歳出について、歳入同様、款別の支出済額を報告をいたします。

総務費 3,324 万 2,445 円。主なものは、事業運営に係る人件費・事務費等の総務管理費 3,108 万 4,715 円。賦課徴収事務に係る徴税费 193 万 8,530 円。運営協議会費 21 万 9,200 円あります。

保険給付費 15 億 8,272 万 3,116 円。主なものは、療養諸費 14 億 548 万 1,957 円。高額療養費 1 億 6,921 万 2,120 円。出産育児諸費 627 万 3,150 円。葬祭諸費 175 万円あります。

後期高齢者支援金等 2 億 2,664 万 6,265 円。

前期高齢者納付金等 67 万 2,290 円。

老人保健拠出金 1 万 6,548 円。

介護納付金 1 億 349 万 2,737 円。

共同事業拠出金 2 億 7,288 万 1,146 円。

保健事業費 776 万 6,264 円。主なものは、特定健康診査等事業費 645 万 4,486 円。保健事業費 131 万 1,778 円でございます。

基金積立金は 10 万 6,462 円。基金の預金利子の積み増し分であります。

諸支出金は 4,154 万 1,777 円。償還金及び還付加算金で、前年度の補助金等の実績精算に基づく返還金が主なものとなっております。

以上で、国民健康保険特別会計歳入歳出決算について説明とさせていただきます。

次に、認定第 3 号、平成 23 年度老人保健特別会計決算の認定についての提案のご説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度が創設されたことにより、現在、老人保健制度は廃止されておりますが、平成 20 年 3 月診療分以前の医療費で、過誤として後日精算となったものの調整、第三者行為による損害賠償金の入金による調整などが主な内容となっております。

決算書 80 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額 0 円、歳出総額 0 円、歳入歳出差引額は 0 で、実質収支額も 0 で、今年度限りでこの会計を廃止をいたします。

決算書 21 ページ、老人保健特別会計をご覧ください。まず、歳入につきまして款別の収入済額から報告をいたします。繰入金が 90 円。一般会計からの繰入のみでございます。続いて、歳出の款別の支出済額であります。諸支出金 90 円。過年度精算による償

還金 90 円のみでございます。

以上で、老人保健特別会計決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第 4 号、平成 23 年度後期高齢者医療特別会計決算の認定についての提案のご説明を申し上げます。

決算書 81 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額 2 億 5,928 万 6,000 円、歳出総額 2 億 5,522 万 3,000 円、歳入歳出差引高 406 万 3,000 円で、実質収支額も 406 万 3,000 円であり、これを次年度に繰り越しをいたします。

次に決算書 25 ページ、後期高齢者医療特別会計をご覧ください。それでは、歳入につきまして、款別の収入済額の報告をいたします。後期高齢者医療保険料、1 億 6,411 万 610 円。使用料及び手数料は、督促手数料として 1 万 2,900 円。県広域連合支出金は、健康診査に係る補助金として 141 万 2,741 円。繰入金は 9,003 万 8,155 円を他会計繰入金として、保険基盤安定・広域連合分賦金・職員給与等の繰入金であります。繰越金 358 万 4,426 円は前年度の繰越金でございます。諸収入 12 万 7,046 円は、償還金及び還付加算金として、兵庫県後期高齢者広域連合からの保険料還付金として受け入れをいたしてしております。

続いて、決算書 27 ページ、歳出につきまして、歳入同様、款別の支出済額を報告をいたします。総務費 1,052 万 6,057 円。主なものは事業運営に係る人件費、事務費等の総務管理費でございます。保健事業費 140 万 661 円。後期高齢者の特定健診にかかる経費でございます。後期高齢者医療広域連合納付金 2 億 4,316 万 8,816 円。徴収した保険料の全額及び保険基盤安定負担金などであります。諸支出金 12 万 7,046 円。保険料の還付金及び還付加算金でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第 5 号、平成 23 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましてのご説明を申し上げます。

まず、事業勘定につきましては、歳入総額 20 億 195 万 4,904 円、歳出総額 20 億 79 万 5,868 円、差引額 115 万 9,036 円となっております。

まず、歳入よりご説明をいたします。

介護保険料は、2 億 5,425 万 6,692 円でございます。

分担金及び負担金は、4 万 8,500 円。これは認定審査等にかかる県健康福祉事務所からの受託金でございます。

使用料及び手数料は、2 万 5,500 円で、督促手数料であります。

国庫支出金は、4 億 8,679 万 7,047 円で、主なものは、介護給付費負担金 3 億 1,621 万 6,447 円、調整交付金は 1 億 5,558 万 3,000 円、その他地域支援事業交付金などがございます。

支払基金交付金は、5 億 5,448 万 6,000 円で、主なものは、介護給付費交付金 5 億 5,341 万 4,000 円及び地域支援事業支援交付金でございます。

県支出金は、2 億 9,890 万 1,069 円で、主なものは、介護給付費負担金 2 億 7,817 万 6,000 円、財政安定化基金交付金 1,479 万 4,069 円及び地域支援事業交付金でございます。

財産収入は、5 万 4,084 円で、介護保険給付費準備基金などの預金利子でございます。

繰入金は、3 億 5,844 万 7,876 円で、主なものは一般会計繰入金 3 億 2,735 万 1,665 円、及び基金繰入金 3,109 万 6,211 円でございます。

繰越金は 84 万 1,105 円で、平成 22 年度からの繰越金でございます。

諸収入は、1,809 万 7,031 円で、ハイムゾンネなど介護給付費の返還金でございます。

町債は 3,000 万円で、財政安定化基金からの借入金であります。

次に、歳出をご説明申し上げます。

総務費 1 億 685 万 9,584 円は、人件費のほか保守点検委託料などの一般管理費 8,922 万

1,834 円、及び介護認定審査会費、運営委員会費などでございます。

保険給付費 18 億 6,860 万 9,453 円は、介護サービス等諸費 16 億 6,283 万 6,574 円、及び支援サービス等諸費で 7,439 万 3,419 円であります。

地域支援事業費 1,655 万 7,330 円は、介護予防事業費 323 万 2,339 円、包括的支援事業費 171 万 6,941 円及び任意事業費 1,160 万 8,050 円であります。

基金積立金 5 万 2,781 円は、介護給付費準備基金積立金であります。

諸支出金 871 万 6,720 円は、平成 22 年度分の介護給付費精算による国、県及び支払基金への返還金などでございます。

続きまして、介護保険サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定につきましても提案の説明をさせていただきます。

歳入総額 851 万 8,620 円、歳出総額 851 万 7,480 円、差引き 1,140 円となっております。

歳入においては、サービス収入 851 万 7,480 円は、居宅支援サービス計画費収入でございます。繰越金 1,140 円は、平成 22 年度の繰越金であります。

次に、歳出につきまして、サービス事業費 634 万 8,760 円は、介護予防支援委託料でございます。諸支出金 216 万 8,720 円は、一般会計への繰出金であります。

以上で、平成 23 年度佐用町介護保険特別会計、及び介護保険サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第 6 号、平成 23 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定についての提案の説明を申し上げます。

本会計の歳入歳出決算の総額は、歳入歳出それぞれ予算現額 1 億 6,443 万 2,000 円に対し、調定額、収入済額、及び執行額とも 1 億 6,020 万 593 円となっております。

まず、歳入よりご説明をさせていただきます。歳入の事業収入は 1 億 1,460 万 1,344 円で、これは施設の入所者にかかわる生活扶助費及び施設事務費として、入所者の住所地の自治体から負担されるものであります。寄附金の 300 万円は、永年入所されておりました方の遺族からの一般寄附金であります。繰入金の 4,216 万 2,120 円は、事業収入の不足分を補填する一般会計からの繰入金として 718 万 7,670 円と、きめ細かな事業繰入金として 3,497 万 4,450 円であり、諸収入の 43 万 7,129 円は主に短期入所者にかかる経費収入となっております。

続いて、歳出であります。民生費のうち、老人ホーム費の主なものは、施設職員の人件費及び施設管理費、入所者の食事材料費、スプリンクラーの設置工事請負費などとして、合計 1 億 6,020 万 593 円の執行額となっております。

以上、平成 23 年度朝霧園特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 7 号、平成 23 年度、佐用町簡易水道事業特別会計決算の認定につきましてもご説明を申し上げます。

歳入歳出の決算総額は、歳入総額 7 億 1,397 万 8,282 円、歳出総額 6 億 8,975 万 6,782 円となりました。

歳入の主なものは、分担金及び負担金は、新規加入 11 件、給水工事費負担金 4 件で、593 万 5,000 円であります。使用料及び手数料は、3 億 5,597 万 1,885 円で使用料の収納率 99.39 パーセント、水道使用料及び検査手数料 55 件等であります。国庫支出金は、簡易水道施設災害復旧事業補助金で 558 万円でありました。財産収入は、預金利子及び土地建物貸付収入で 42 万 620 円。繰入金といたしまして、建設改良費、緊急雇用創出事業、災害復旧事業等に充当のため、一般会計より、3 億 440 万 5,000 円の繰り入れをいたしております。諸収入は、河川改修工事に伴う水道管移設補償金等で 2,057 万 6,157 円。町債では、簡易水道施設災害復旧事業債 1,190 万円であります。

次に歳出であります。簡易水道事業費の一般管理費については、人件費及び関係団体

への負担金、消費税等 6,887 万 3,583 円となりました。現場管理費につきましては、簡易水道施設の維持管理経費で、光熱水費、修繕料、塩素等の医薬材料費、施設管理委託料、配水流量計取替工事、沈殿池サイフォン槽の取替工事、送水ポンプ更新等の工事請負金、水道資材購入費等で 1 億 5,638 万 9,725 円でございます。建設改良費は 4,046 万 6,402 円であり、事業内容は、委託料で、福原橋、山脇橋の水管橋移設詳細設計、三日月地域漏水調査等、工事請負費では、円応寺橋水管添加工事、長谷橋仮設配管工事等、配管移設工事でございます。簡易水道災害復旧費の委託料は、台風 9 号災害復旧に伴う災害復旧実施設計作成業務、工事請負費は本位田水管橋復旧工事、庵配水管復旧工事等で、2,868 万 7,037 円。公債費では起債償還元金及び利子で 3 億 9,509 万 9,415 円となりました。

以上で、平成 23 年度、佐用町簡易水道事業特別会計決算の概要の説明とさせていただきます。

次に、認定第 8 号、平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定につきまして提案のご説明を申し上げます。

平成 23 年度の歳入総額は 8 億 6,792 万 5,087 円、歳出総額は 8 億 6,708 万 7,326 円となりました。

それでは、歳入の主なものからご説明を申し上げます。分担金及び負担金では、13 件の事業加入負担金と 2 件の工事負担金で 332 万 5,000 円。使用料及び手数料は、下水道使用料で収納率 98.89 パーセントと排水工事指定店登録手数料等で、2 億 216 万 1,050 円。国庫支出金は、公共下水道事業補助金で 405 万円。一般会計からの繰入金は、6 億 1,440 万円。繰越金は 1,162 万 2,037 円。諸収入は、河川改修に伴う管渠移設補償費等で 1,376 万 7,000 円。町債 1,860 万円は、公共下水道事業債でございます。

次に、歳出であります。管理費は 1 億 8,636 万 3,130 円で、内訳は、人件費及び関係機関、諸団体への会費、負担金、消費税の一般管理費と各施設の光熱水費、医薬材料費、管理委託費、修繕を含む維持管理経費とマンホール及び道路補修等の現場管理費でございます。事業費は、人件費と経常経費、建設改良に要する下水道管の布設替えに伴う設計業務委託費、山王宅地造成に伴う管渠布設工事、マンホール制御盤移設工事、円応寺橋下水管設置工事等で 7,647 万 3,164 円でございます。公債費 6 億 425 万 1,032 円は、下水道債の償還元金及び利子でございます。

以上で、平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の概要の説明とさせていただきます。

次に、認定第 9 号、平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計決算の認定につきましてのご説明を申し上げます。

歳入歳出の決算総額は歳入総額 4 億 5,385 万 8 円、歳出総額 4 億 5,076 万 9,425 円となりました。

歳入の主なものを説明をさせていただきます。分担金及び負担金で 130 万円、4 件の新規加入負担金と 2 件の工事負担金でございます。使用料及び手数料 1 億 1,963 万 9,280 円は、浄化槽の使用料と、町内 10 箇所の農業集落排水施設の使用料で、収納率はそれぞれ 99.01 パーセント、99.24 パーセントでなりました。国庫支出金は 170 万 2,350 円で、甕岩橋災害復旧事業費補助金でございます。次に、繰入金 3 億 452 万 6,000 円は、一般会計からの繰入でございます。繰越金 228 万 2,878 円は、前年度からの繰越金。諸収入 2,309 万 9,500 円は、浄化槽事務取扱手数料及び河川改修工事に伴う管渠移設補償費等でございます。

歳出においては、生活排水処理事業費の浄化槽管理費は 1 億 1,716 万 1,778 円で、ブローア一修繕、浄化槽の保守管理委託料、法定水質検査委託料、消費税納付金等が主なものであります。浄化槽建設改良費は、110 万 400 円で 1 件の浄化槽の設置であります。農業集

落排水施設管理費では 7,625 万 2,364 円で、人件費及び関係機関への負担金等の一般管理費と、10 箇所の浄化センターの光熱水費、医薬材料費、管理委託料、マンホールポンプ及び下水道機器の修繕工事、公共マス設置等にかかる現場管理費経費でございます。農業集落排水施設事業費 1,866 万 2,300 円は、河川改修に伴う宮橋、小赤松地内支障管路移設の詳細設計委託費、甕岩橋、長谷橋の仮設工事、小赤松地内の支障管路移設工事費であります。災害復旧費は、甕岩橋の管路復旧工事に 312 万 4,820 円、公債費、2 億 3,446 万 7,763 円は、合併処理浄化槽設置事業町債及び、農業集落排水事業町債に係る償還の元金及び償還利子でございます。

以上で、平成 23 年度生活排水処理事業特別会計決算の概要の説明とさせていただきます。

それでは、続きまして、西はりま天文台公園特別会計決算についてご説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、使用料 1,589 万 2,300 円、県委託金 1 億 7,259 万 8,728 円、一般会計繰入金 2,359 万 7,500 円、雑入 336 万 3,786 円など、総額 2 億 1,635 万 4,301 円となっております。

次に、歳出でございますが、社会教育総務費、これは人件費でございますが 1 億 245 万 1,056 円、グループ用ロッジ運営費 848 万 6,257 円、天文台公園運営費 9,684 万 7,753 円などで、総額 2 億 1,570 万 2,893 円となっております。

なお、歳入総額から歳出総額を差し引いた額、65 万 1,408 円は平成 24 年度への繰り越しとなります。

以上で、西はりま天文台公園の特別会計決算の概要の説明とさせていただきます。

次に、認定第 11 号、平成 23 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計決算につきましてのご説明を申し上げます。

昨今の厳しい経済状況の中、笹ヶ丘荘は事業収入が微減となる厳しい経営となっておりますが、皆さんに親しまれる施設として、運営に努力をしております。歳入総額、歳出総額とも 1 億 4,725 万 9,645 円となっております。

まず、歳入につきましては、笹ヶ丘荘事業収入 8,939 万 2,211 円、一般会計繰入金 5,784 万 3,175 円、諸収入 2 万 4,259 円となっております。

歳出につきましては、笹ヶ丘荘費 1 億 4,725 万 9,645 円で、その主なものは、人件費、運営管理に伴う需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等、また、施設の改修に伴う委託料・工事請負費でございます。

23 年度の施設利用客数は、笹ヶ丘荘として 4,993 人、交流会館 531 人、体験施設 222 人、休憩 9 人、食事 2 万 3,903 人、入浴 3,925 人、会議 818 人、合計 3 万 4,401 人で、対前年比 102 パーセント、740 人の増となっております。

また、昨年 3 月にリニューアルいたしました、笹ヶ丘公園のすべり台に続きまして、平成 21 年度より順次進めて参りました笹ヶ丘荘の施設の改修につきましても、昨年 11 月に完了をいたしました。

今後におきましても、佐用町の良さを広く PR し、町外からの笹ヶ丘荘への集客を高めると共に、町民の皆様が気軽に利用していただける施設として、効率的な運営に努めて参りたいと考えております。

以上で、佐用町笹ヶ丘荘特別会計決算の概要の説明とさせていただきます。

次に、認定第 12 号、平成 23 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定につきましての説明を申し上げます。

本会計の歳入歳出決算の総額は、歳入歳出それぞれ予算現額 2,472 万 3,000 円に対して、調定額、収入済額及び、執行額ともに 2,470 万 5,231 円となっております。

まず、歳入であります。診療収入は、1,517万2,631円であり、診療報酬等の収入でございます。財産収入の310円は、歯科保健センターの運営基金積立金利息であります。繰入金の750万1,830円は、一般会計からの繰入金でございます。諸収入の203万460円は、歯科保健事業などの受託料・指導料が148万6,500円で、歯ブラシの売上が54万3,960円でございます。

次に、歳出であります。総務費2,177万1,819円は、人件費のほか歯科保健センター管理費でございます。医業費293万3,412円は、医薬材料費のほか、歯科技工委託料、医療廃棄物処理委託料、事務機器リース料などがございます。

以上で、平成23年度歯科保健特別会計の歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第13号、平成23年度佐用町宅地造成事業特別会計決算につきましてのご説明を申し上げます。

歳入総額3,657万5,124円、歳出総額3,572万1,405円、歳入歳出差引額85万3,719円でございます。

まず、歳入につきましては、財産収入1,818万5,255円、基金繰入金67万円、前年度からの繰越金101万9,869円、町債は1,670万円であります。

歳出につきましては、宅地造成総務費に13万9,092円、宅地造成事業費に1,672万7,058円、基金積立金に53万3,834円、公債費の元利償還金1,832万1,421円でございます。平成23年度は、河川改修工事に伴う住居移転先用地として、長尾で4区画の用地を造成し、現在、その内2区画に住居移転がなされており、今後も、関係部局と連携しスムーズな河川改修の進捗が図れるように努めて参りたいと思っております。また、さよひめ団地1区画、広山団地2区画につきましても、引き続き分譲を進めたいと考えております。

以上で、佐用町宅地造成事業特別会計決算の概要の説明とさせていただきます。

それでは、続きまして、認定第14号、平成23年度、佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、平成23年度の歳入は、前年度からの繰越金366万3,698円。歳出は総会費9,300円でございます。

以上で、石井財産区特別会計の歳入歳出決算の概要説明とさせていただきます。

続いて認定第15号、平成23年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

平成23年度の概要は、降水量が多く低温と日照不足の異常気象が続き、早い時期の台風で記録的な大雨となりました。大きな被害には至りませんでした。農作物の収穫量や品質に悪い影響が出たところがあります。水稲では、獣害が被害原因の大半を占め、麦では湿潤害、低温害と倒伏の被害が発生をいたしました。畑作物では、湿潤害と獣害が主なもので紫斑病も目立ちました。園芸では、小被害で風による被害であります。

事業別内訳で、水稲共済は1,569戸、723.4ヘクタールで共済金額4億8,531万1,000円、麦共済では7戸、37.3ヘクタールで共済金額1,292万9,000円の引受となりました。家畜共済では2,764頭、共済金額4億931万9,000円、畑作物共済では33戸、97.1ヘクタールで共済金額3,321万9,000円、園芸施設共済では25戸、61棟、共済金額1,038万1,000円の引受となりました。

一方、共済被害は、水稲においては、獣害、倒伏、いもち病等により102戸、被害面積で21.1ヘクタール、共済金404万4,000円の支払い。麦では湿潤害、風水害等により5戸、共済金413万6,000円の支払い。家畜では、死傷が127頭で1,362万2,000円、病傷が1,202頭で1,382万4,000円の支払であります。畑作物では、湿潤害、風水害、干害、病虫害及び獣害等により14戸、共済金235万9,000円。園芸施設共済では、風害により3戸、共済金4万2,000円を支払っております。

農作物勘定では、事業収益、事業費用が同額の1,044万6,414円。家畜共済勘定では、

事業収益、事業費用が同額の 3,873 万 3,820 円。畑作物共済勘定では、事業収益が 405 万 3,783 円、事業費用は 386 万 735 円。園芸施設共済勘定では、事業収益が 28 万 7,683 円、事業費用は 24 万 4,978 円となりました。共済事業収益では、総計で 5,352 万 1,700 円、共済事業費用で 5,328 万 5,947 円となり、当期剰余金は、園芸施設共済勘定で 4 万 2,705 円となりました。畑作物共済勘定においては、平成 21 年の水害により、未処理不足金 9 万 4,806 円を繰越をいたしております。本年度の剰余金の処分は、園芸施設共済勘定の 4 万 2,705 円を法定積立金へ 2 万 1,353 円、特別積立金へ 2 万 1,352 円積立てる予定といたしております。

業務勘定においては、業務事業収益では 4,160 万 4,463 円で、主なものは受取補助金 2,740 万円、事務費賦課金 360 万 7,191 円、受取損防事業負担金 143 万 4,860 円、事業外収益では、受取寄付金 750 万円でございます。事業費用の主なものは、一般管理費は人件費等で 3,425 万 7,206 円、損害評価費は 275 万 5,108 円、損害防止費は 278 万 4,220 円で、事業費用は 4,160 万 4,463 円となりました。

以上で、佐用町農業共済事業特別会計の歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

最後に、認定第 16 号、平成 23 年度佐用町水道事業会計決算の認定につきましての提案の説明を申し上げます。

平成 23 年度の業務量は、年度末給水人口 4,769 人で、前期より 190 人減少し、給水栓数は 1,815 栓で 94 件の減となっております。

今期の配水量は 68 万 6,780 立米で、前期より 6 万 7,384 立米の減。有収水量は 58 万 56 立米で 5,216 立米の減。有収率は 84.5 パーセントとなりました。この原因は、給水人口の減少と工事に伴う洗管水量の減、佐用簡水への緊急送水の減が主たる原因と考えられます。

次に、収支の状況についてご説明を申し上げます。

まず、収益的収入の第 1 款、水道事業収益で予算額 1 億 3,077 万 7,000 円に対して、決算額 1 億 3,481 万 4,237 円で 403 万 7,237 円の増収となっております。

また、収益的支出では、第 1 款、水道事業費の予算額 2 億 2,313 万円に対して、決算額 1 億 8047 万 1,166 円で、その主なものは、原水及び浄水費で原水水質検査委託料、滅菌設備修繕、浄水場電気料金、薬品費、配水及び給水費で検針委託料、通信回線費、漏水及び加圧ポンプ修繕、加圧ポンプ等電気代、総係費では、人件費及び経常経費、また、減価償却費、資産の更新による資産減耗費、企業債利息、消費税等でございます。

次に資本的収入では、第 1 款、資本的収入の予算額 1 億 4,028 万円に対しまして、決算額 6,394 万 6,613 円で、その主なものは、出資金、企業債、国庫補助金、他会計補助金でございます。

また、資本的支出では、第 1 款、資本的支出の予算額 2 億 366 万 7,000 円に対して、決算額 1 億 1,132 万 8,663 円で、その主なものは、河川改修に伴う水道管移設工事、災害復旧事業の委託料及び工事請負費、企業債元金返還金でございます。

次に損益計算書では、営業収益 1 億 836 万 435 円に対して、営業費用は 1 億 5,394 万 2,725 円で営業損失は 4,558 万 2,290 円となり、一方、営業外収益は 2,093 万 324 円に対し、営業外費用は 2,250 万 624 円で 157 万 300 円の損失となりました。営業収支は 4,715 万 2,590 円の経常損失となり、特別損失 4,082 円を処理いたしますと、当年度の純損失は、4,715 万 6,672 円となります。前期繰越欠損金 4 億 2,010 万 2,973 円と合わせて、4 億 6,725 万 9,645 円が当年度未処理欠損金となり、欠損金処理計算書案で翌年度繰越欠損金として予定をいたしております。

なお、詳細につきましては、3 ページからの損益計算書、剰余金計算書、欠損金処理計算書案、貸借対照表、その他決算付属書類等を添付いたしておりますので、ご覧をいただき

たいと存じます。

以上で、平成 23 年度佐用町水道事業会計決算についての説明とさせていただきます。

以上をもちまして、平成 23 年度の一般会計及び 16 の特別会計の歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

それぞれ、十分ご審議をいただきまして、ご認定いただきますように、よろしくお願いを申し上げまして、説明を終らせていただきます。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 認定第 1 号ないし認定第 16 号の提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題にしております、認定第 1 号ないし認定第 16 号につきましては、決算認定に関する案件であります。この件に関しましては、全員で構成する決算特別委員会を設置し、決算特別委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、認定第 1 号ないし認定第 16 号につきましては、決算特別委員会に付託することに決しました。

---

#### 日程第 42. 決算監査報告について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 42 に入ります。決算監査報告についてであります。

提案されました認定第 1 号ないし認定第 16 号につきましては、監査委員による決算監査を受けておりますので、ここで代表監査委員より監査報告を受けます。

代表監査委員、樫本忠美君、お願いします。

〔代表監査委員 樫本忠美君 登壇〕

代表監査委員（樫本忠美君） 監査委員の樫本です。こういう場所、久しぶりですので、よろしくお願いたします。

決算監査報告にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

まず、議員各位におかれましては、本町の発展のため、日々ご尽力いただいておりますことを、本席より厚くお礼申し上げます。

また、平成 21 年台風第 9 号災害における災害復旧事業や、災害を教訓に安心・安全なまちづくりのため、連夜の説明会や防災マップ作りなどに従事された職員の方々に深く感謝申し上げます。

さて、平成 23 年度決算監査であります。一般会計及び特別会計は、平成 24 年 8 月 2 日、3 日及び 6 日、7 日の 4 日間、また、公営企業会計は 6 月 29 日に監査を実施いたしましたので、ここに監査委員を代表して審査報告をいたします。

審査にあたっては、各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、主要な施策の成果説明及び各基金の運用状況を示す書類について、それぞれ関係法令に準拠して調製されているか、決算の計数に誤りはないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、通常実施すべく審査手続によって実施いたしました。

審査の結果であります。審査に付された各関係書類は、いずれも法令に規定された様

式により作成されており、記載金額等は歳入簿、歳出簿、証書類、財産台帳等を符合して、計数的に適正であること認めました。

また、各基金の運用状況を示す書類の記載金額は、基金出納簿、証書類等を符合して、計数的に正確であることを認めました。

決算の概要及び審査の内容は、決算審査意見書に記述するのとおりですが、22 ページから 23 ページに審査のまとめとして指摘した内容をご報告させていただきます。

まず、4 町合併から 6 年が経過し、地域づくり協議会の活動などを通じて新町としての一体感が醸成されてきました。今後は、地域づくり協議会の位置づけの確立など、町民と行政の協働のまちづくりのため体制充実に努めていただきたい。

子育て支援センターでは、ママプラザやファミリーサポートセンターの活動等が継続され、また、子育ての情報サイトのシステム構築などが子育て支援体制の充実に繋がっています。未来を担う子ども・若者育成支援の推進体制の構築で、総合的な子育て支援体制の確立を図っていただきたい。

さようチャンネルでは、町民で組織された NPO が番組制作の中心となっていることは評価されます。今後は、防災行政無線や町ホームページ等も複合的に活用し、行政・観光情報の周知や災害時の情報伝達手段の充実に努力されたい。

町内には姫鳥線残土処分地などの遊休地が見られます。また、クリーンセンターも来春には運転終了が予定されています。太陽光発電や木質バイオマスの導入などについても研究を重ね、遊休土地や建物の利用、活用を図られたい。

買い物不便地域解消のため、移動販売事業の車両購入に助成されました。今後は、高齢化が進行し、高齢者の交通手段確保の問題は深刻を増すことが予想されますので、現行地域交通の運行効率化など、交通手段の確保について検討を加えていただきたい。

上三河の舞台の保存修理や紙すき文化伝承館の開館等が行われていますが、後継者難により伝承が困難な傾向にあります。古くから守られてきた町の伝統・文化・景観等の継承に努力を入れていただきたい。

第 2 次行政改革大綱が策定されており、計画の着実な実施を望むところですが、公共施設の見直しについては、具体的な行程が後退している印象を受けます。箱物施設の計画的な見直しを図っていただきたい。

施設管理については、一部において、長年、同一業者と随意契約をしているものが見受けられますので、見直しを図られたい。

また、町税・使用料等の高い収納率は評価される場所ですが、一部、保育料の徴収については努力されたい。なお、歳入の中で常に意見のある滞納については、教育や社会保障等を平等に受ける権利はありますが、納税も大切な義務であることを町民に広く啓蒙するように努めていただきたい。

職員数を削減して、総人件費の抑制につなげることは、財政運営上必要ではありますが、行政サービスの維持などについて危惧するところです。このため、町民ニーズに柔軟に対応できる職員体制・組織づくりなどに努められたい。信頼される行政とされたい。

最後の審査のまとめとして意見書 22 ページに挙げていますが、本町はいま、平成 21 年 8 月の台風 9 号による大水害から、復旧・復興のさなかにあり、大規模な河川改修工事も順調に進められていますが、町の人口動態は一定して減少傾向が続いております。地域経済もとして依然厳しい状況下にあります。

このような中、本町の平成 23 年度一般会計は、実質収支において黒字決算が結ばれていますが、合併特例期間終了を見据えて、町行政に、行財政改革により中長期的な財政健全化への筋道をつけ、また、少子化対策の強化や農林業の再生、さらに、多様な雇用機会の創出を図るなど、21 年災害後の創造的復興に向けて、更なる努力を願うものです。

以上をもちまして、決算監査報告といたします。

議長（西岡 正君） 樫本忠美代表監査委員からの決算報告は、終わりました。

---

日程第 43. 同意第 5 号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（西岡 正君） 続いて日程第 43、同意第 5 号、佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第 5 号、佐用町公平委員会委員の選任同意についてのご説明を申し上げます。

現在の任期が本年の 12 月 1 日を以て満了となるため、引き続き、山根勝博さんを公平委員会委員に選任をいたしたく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成 24 年 12 月 2 日から平成 28 年 12 月 1 日までの 4 年間でございます。ご同意いただきますように、お願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案件につきましては、本日即決とします。

この際、お諮りします。本案件については、人事案件でありますので、議事の順序を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

それでは、これより同意第 5 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。同意第 5 号を、原案のとおり同意することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって同意第 5 号、佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

---

日程第 44. 同意第 6 号 佐用町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

議長（西岡 正君） 続いて日程第 44、同意第 6 号、佐用町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第6号、佐用町固定資産評価員の選任につき同意を求めることにつきましての提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方税法第404条第2項に定める固定資産評価員につきまして、前副町長、高見俊男氏より辞任届の提出があり、承認いたしましたので、後任に、現副町長、坪内頼男氏を選任しようとするものでございます。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

坪内頼男君の退席を求めます。

〔坪内頼男君 退場〕

議長（西岡 正君） この際、お諮りします。

本案件につきましては、人事案件でありますので、議事の順序を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

それでは、これより同意第6号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。同意第6号を、原案のとおり同意することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって同意第6号、佐用町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

ここで坪内君の入室を求めます。

〔坪内頼男君 入場〕

---

#### 日程第45. 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（西岡 正君） 続いて日程第45、諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今上程をいただきました、諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております、佐用町下本郷17番地、矢部光崇氏の任期が、本年12月31日をもって満了となるため、その後任として、佐用町末廣

2021 番地 1 の野村正明氏に人権擁護委員に就任いただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解があり、中立・公正な人というふうになっており、野村氏は、平成 24 年 3 月まで佐用町役場に勤務されており、長きにわたる行政経験を生かした人権相談ができることから、このたび法務大臣に推薦をしようとするものでございます。

ご同意をいただきますように、お願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 当局の説明が終わりました。

なお、諮問第 4 号は、本日即決といたします。

ここで暫く、休憩をいたします。

午後 0 2 時 3 6 分 休憩

午後 0 2 時 3 9 分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き会議を続行します。

ここでお諮りします。日程第 45、諮問第 4 号については、お手元に配付いたしました意見のとおり答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって諮問第 4 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配付しました意見のとおり、適任と答申することに決定いたしました。

---

#### 日程第 46. 特別委員会の設置及び委員定数について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 46、特別委員会の設置及び委員定数についてを議題としたいと思います。

お諮りします。平成 23 年度佐用町一般会計、13 特別会計及び 2 事業会計決算の審査のため、全員による決算特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、全員による決算特別委員会を設置することに決定されました。

---

#### 日程第 47. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 47 に入ります。

特別委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

先の全員協議会において協議され、委員長及び副委員長が決定されておりますので、決算特別委員会の委員長及び副委員長の氏名を議長より発表いたします。

佐用町議会決算特別委員会委員長、矢内作夫君。副委員長、岡本義次君。以上の両君が、決算特別委員会委員長及び副委員長に選任されました。

---

日程第 48. 委員会付託について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 48 に入ります。  
日程第 48 は、委員会付託についてであります。  
ここで、暫時休憩します。

午後 0 2 時 4 1 分 休憩

午後 0 2 時 4 2 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き会議を続行いたします。  
お諮りします。お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

---

議長（西岡 正君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。  
お諮りします。委員会等開催のため、明 9 月 7 日から 12 日まで本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。  
次の本会議は、来る 9 月 13 日、午前 9 時 30 分より再開し、一般会計及び各特別会計補正予算案の審議を行いますので、ご了承くださいませようお願いいたします。  
それでは、本日はこれにて散会をいたします。大変、苦勞さんでありました。

午後 0 2 時 4 3 分 散会

---